

官報

号外

平成十年四月二十八日

○第四百四十二回 衆議院會議録 第三十三号

平成十年四月二十八日(火曜日)

議事日程 第二十一号

平成十年四月二十八日

午後一時開議

第一 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(參議院送付)

第二 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

第三 千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十六年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

○今日の會議に付した案件
議員請暇の件
日程第一 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(參議院送付)

日程第二 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

平成十年四月二十八日 衆議院會議録第三十三号

議員請暇の件

件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十六年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)
行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(内閣提出)及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)並びに行政情報の公開に関する法律案(北村哲男君外五名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

小池百合子君から、四月二十九日から五月八日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(參議院送付)

日程第二 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十六年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第二、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十六年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第二、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十六年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第二、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

締結について承認を求めるの件、日程第三、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十六年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十六年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中馬弘毅君登壇)

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、大西洋まぐろ類保存条約改正議定書について申し上げます。

大西洋のマグロ類の資源を最大の持続的漁獲が可能な水準に維持するため、大西洋まぐろ類保存条約に基づき設立された大西洋まぐろ類保存国際委員会の財政事情が開発途上国の分担金滞納により悪化したため、平成四年六月にマドリッドで開

平成十年四月二十八日 衆議院會議録第三十三号

平成十年四月二十八日 衆議院會議録第三十三号

催された締約国の全権委員会において、委員会に係る分担金の算出基準を改正する本議定書が作成されました。

本議定書の主な内容は、委員会が毎年提出する分担金の算定方式を採択するに当たり、大西洋におけるマグロ類の漁獲量及びこれらの魚類の缶詰製品の純重量の合計量並びに経済的発展の度合いを考慮すること等でありました。

次に、車両等の型式認定相互承認協定について申し上げます。

本協定は、各国における車両・部品等の型式認定についての国際的に統一された要件を定め、型式認定の相互承認を実現することが貿易の促進に資するとの見地から、昭和三十三年三月に国際連合の欧州経済委員会の主催によりジュネーブで開催された国際会議において採択されたものであります。

本協定の主な内容は、すべての締約国で構成する運営委員会において、車両・部品等に関する統一的な技術上の要件を定める規則を作成すること、締約国は規則に定める車両・部品等の型式認定及び認定証の交付を行うこと等でありました。

最後に、千九百九十一年植物新品種保護条約について申し上げます。

本条約は、近年の植物の新品種の育成や利用をめぐり状況の変化に対応するため、植物の新品種の育成者の権利についてその保護を強化すること等が必要であるとの認識のもと、従前の条約の見直しが行われた結果、平成三年三月十九日にジュネーブにおいて作成されたものであります。

本条約の主な内容は、締約国は育成者権を与え保護すること、条約の規定はすべての植物の種類に適用されること、保護される品種の種苗に限り、生産、販売、輸出入等の行為には育成者の許諾を必要とすること等でありました。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十号を改正する議定書の締結について承認を求めるの件外二件 航空法の一部を改正する法律案 行政機関の保有

員会に付託されたものであり、車両等の型式認定相互承認協定及び千九百九十一年植物新品種保護条約は、四月十七日外務委員会に付託されたものであります。

外務委員会におきましては、以上三件について、同日小淵外務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日質疑を行い、引き続き採決を行い、その結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○田野瀬良太郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、航空法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 航空法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長大野功統君。

航空法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔大野功統君登壇〕

○大野功統君 ただいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際民間航空条約改正議定書の批准に合わせ、航空機の登録国が行った耐空証明等に加え、同議定書により締結された協定に基づき航空機の運航国が行った耐空証明等についても、我が国の航空法上の耐空証明等とみなすこととするための措置を講じようとするものであります。

本案は、三月三日本院に提出され、四月二十三日本委員会に付託されました。

本委員会においては、四月二十四日藤井運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(内閣提出)及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)並びに行政情報の公開に関する法律案(北村哲男君外五名提出)の趣旨説明

行政機関の保有

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案並びに北村哲男君外五名提出、行政情報の公開に関する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。国務大臣小里貞利君。

〔国務大臣小里貞利君登壇〕

○国務大臣(小里貞利君) ただいま議題となりました二つの法案について御説明申し上げます。初めに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

さて、御承知のとおり、我が国においては、情報公開法制を確立することが国政上の重要課題となっていたところであります。このため、行政改革委員会において、行政機関の保有する情報の公開するための法律の制定等に関する事項について、二年間にわたり専門的かつ広範な調査審議を重ねていただき、その結果、平成八年十二月に、内閣総理大臣に対し、情報公開法制の確立に関する意見を提出されたところであります。これを受けて、政府は、同意見に沿って、このたび行政機関の保有する情報の公開に関する法律案を取りまとめ、御提案することとなったものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、国民主権の理念の通り、行政文書の開示を請求することができる権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府が有しておりますその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判のもとにある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするものであります。

この法律案の要点は、第一に、何人も国の行政機関の長に対し行政文書の開示を請求することができるものとするともに、開示請求があったと

きは、行政機関の長は、不開示情報の記録されている場合を除き、行政文書を開示しなければならぬこととするものであります。不開示情報については、個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全と秩序の維持に関する情報、審議、検討等に関する情報、行政機関等の事務または事業に関する情報の六つの類型に分けるとともに、各類型ごとにその範囲を明確かつ合理的に定めております。

第二に、行政機関の長が行った開示決定等について不服申し立てがあった場合に、行政機関の長の諮問に依り不服申し立てについて調査審議する機関として、総務府に情報公開審査会を置くこととするものであります。これは、行政機関が保有する行政文書を開示するかどうかの判断を当事者である行政機関の長の自己評価のみに任せるのではなく、第三者の立場からの評価を踏まえた判断を加味することによって、より客観的で合理的な解決を図ろうとするものであります。このため、情報公開審査会には、行政文書の提示を求める権限等、調査審議のために必要な権限を付与することとしております。

以上が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の趣旨でございます。

引き続きまして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」と言います。）が施行されるのに伴いまして、関係法律二十四件について必要な規定の整備等を行うこととするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、会計検査院長の諮問に依り不服申し立てについて調査審議するため、会計検査院に会計検査院情報公開審査会を置くこととし、その組織、委員等について所要の規定を整備したことであります。

第二に、情報公開法または情報公開条例の規定により行政機関の長または地方公共団体の機関が著作物等を公衆に提供し、または提示する場合におけるその著作物等の権利の取り扱いについて所要の規定の整備等をしたことであります。

第三に、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等、原本もしくは抄本の交付または閲覧について独自の系統が定められているものについて、情報公開法の規定の適用を除外することとしたことであります。

第四に、その他関係規定の所要の整備を行うこととしたことであります。

以上が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨でございます。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君） 提出者北村哲男君。（北村哲男君登壇）

○北村哲男君 ただいま議題となりました民主党、平和・改革及び自由党に所属する議員が共同で提案し、無所属の会を加えた四会派の議員が賛成者となっており行政情報公開に関する法律案につきまして、提案者を代表して、その提案理由及び法律案の概要を説明いたします。

まず、本法律案の提案理由について説明いたします。

明治以来、行政は専ら官が独占し、国民はそれに従っておればよいという考え方が支配されておりました。しかし、そのような行政姿勢が行政の密室性や情報隠しとなり、薬害エイズ問題を初め、厚生省や大蔵省、日銀の汚職事件を生み出し、現在の深刻な政治不信を招いているのであります。この政治不信を解消するためにも、抜本的な行政改革、政治改革が求められているわけですが、まさにこの情報公開法の制定こそ、明治以来の日本

の政治、行政を根本から改革するものと言っても過言ではないでしょう。

情報公開法の目的はただ一つ、国民に開かれた行政を実現することにあります。行政を常に国民の目に見えるようにし、国民が行政を監視し、また行政に参加できる道を開くものでなければなりません。

政府・自民党は、長い間、情報公開法の制定に反対し続けてきました。野党側は十八年も前から情報公開法案を提案してきましたが、自民党と官僚の反対により、日の目を見ることはありませんでした。この間に、地方自治体では、一九八二年を皮切りに、国に先駆けて次々と情報公開条例が制定されております。政府・自民党が当然なすべき法制化の検討を怠ってきた責任は、厳しく糾弾されてしかるべきであります。

今回提出された政府案は、国民の知る権利を法律に明記せず、特殊法人を公開対象から外し、また不開示の範囲を広げるなど、多くの問題点を抱えております。これに対し、本法律案は、市民の立場に立ち、市民にとって使いやすく、そして行政の執行に支障を来さない限度で可能な限り行政情報の全面公開を求めるものであります。

次に、本法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、法律の目的に国民の知る権利を明記しております。そして、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにし、国民の行政に対する監視及び参加の充実に資することを目的として掲げております。

第二に、公開対象となる行政機関には、実質的な行政主体である特殊法人も含めております。さらに、公開対象となる情報には、行政機関の職員が職務上作成、取得したものであるならば、その行政機関の職員が組織的に用いるものでないものも含めております。このことにより、薬害エイズ問題の解明のために決定的とされた郡司ファイルなどが公開の対象となります。

第三に、行政機関が公開を拒否できる情報、いわゆる不開示情報の範囲を極力制限し、かつ規定を明確にして、行政の裁量の余地を狭めております。

すなわち、不開示情報の範囲については、一、個人に関する情報で、特定の個人を識別でき、かつ一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報、二、法人等に関する情報または個人の事業に関する情報で、その正当な利益を害することが明らかである情報、三、国の安全や外交関係を害することが明らかである情報で、かつ二十年を経過していない情報、四、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである情報、五、行政機関の事務または事業に関する情報で、開示すると当該事務または事業の目的を達成することができないことが明らかである情報、以上の五つに明確に限定しております。

また、政府案では不開示とされているいわゆる意思形成過程情報や法人の非公開特約情報については、本法律案ではあえて規定を置かないことにより、不開示の対象とするなど、情報公開の範囲を極力広げております。

第四に、不開示とされた場合の救済措置を手厚くしております。具体的には、総務府のもとに行政情報開示不服審査会を設置すること、同審査会への諮問手続及び裁判所への抗告訴訟について定めております。また、それぞれの審理に際して必要と判断されるときは、ポーン・インデックス手続及びインカメラ制度を導入することにより、より公正な判断ができるよう配慮もしております。

なお、裁判官権については、原告となる住民の住所地の裁判所にも訴訟の提起を認めることとし、より実効性を高めております。

第五に、開示請求の手数料については、請求時や閲覧時には徴収せず、写しの交付を受ける場合のみ実費の範囲内に限り徴収することができるとし、その場合でも、経済的困難や公益上の

理由がある場合には減免することにしております。

第六に、行政情報の公開の総合的な推進として、国会への報告、検索ファイルの作成、サービスマンセンターの設置、情報管理専門官の設置等の規定を置くとともに、行政機関の制定する行政資料の管理に関する定め的主要内容に関する基準等を別に法律で定めることとしております。

第七に、この法律は、平成十一年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

慎重に御審議の上、党派を超えて御賛同賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

案(内閣提出)及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)並びに行政情報の公開に関する法律案(北村哲男君外五名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤 一 郎 君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。佐々木秀典君。

(佐々木秀典君登壇)

○佐々木秀典君 私は、昨日誕生した新しい政党、民主党を代表して、政府提案の行政機関の保有する情報の公開に関する法律案並びに同僚議員提案の行政情報の公開に関する法律案について、政府と提案者に質問いたします。

初めに、私は、時期過ぎに過ぎたとは言えるも

の、我が国の長年の政治課題とされ、良識ある多くの国民が渴望していたいわゆる情報公開法が政府から提案され、こうして審議されるに至ったことに大きな感慨を覚えております。

今から二百九年前、フランスの人権宣言は、社会はすべての公の職員に對し、その施政につき報告を求める権利を有するとうたい、アメリカは、三十二年前の一九六六年、情報自由法を制定、お隣の国韓国も、一昨年、公共機関の情報公開に関する法律を制定しております。

アメリカの情報公開法施行の際、時の司法長官ラムゼイ・クラークの発した有名な言葉があります。「もし政府が真に人民の、人民による、人民のためのものであるならば、人民は政府の活動の詳細を知らなければならない。秘密ほど民主主義を減じるものはない。国家事項への市民の最大限の参加は、公衆に情報が与えられて初めて意味のあるものになる」というのがそれでありました。

思うに、行政情報の公開制度は、私たちが民主主義社会を標榜する以上、そのために必要不可欠なインフラストラクチャーなのであり、政府及び行政機関の情報の公開をみずからの基本的義務と認識しない国家は民主主義国家の看板を掲げる資格を有しないものと考えられるのですが、まず総理に、この法案提出に当たってのステートメントを求めたいと存じます。

私は、我が国が今ここにようやく情報公開先進国の仲間入りができることに喜びを覚えつつ、しかし、これがもう少し早くに行われていたならば、数多くの不祥事や社会的損失を防ぎ得たとの思いを禁じ得ないのであります。

例えば、一昨年、私も委員を務めました本院の

予算委員会において住宅金融専門会社の破綻処理が審議される中で、一九九三年二月三日付の大蔵省銀行局長と農林水産省経済局長の内密の覚書、それは後の住専処理の決定的方向を方向づけるものでありましたが、それが明るみに出て、論議的になりました。もしも、その当時公開制度があったならば、こうした官僚同士の越権的密約が結ばれることもなかったのではないかと思われるのであります。

また、エイズウイルスに汚染された非加熱製剤が長期間患者に投与され続けたHIV事件でも、公開されていたならば、その危険性が公にされ、多数の患者への新たな投与は避けられ、犠牲者をふやすことは避けられたはずだったと思うのです。国民から喝采を浴びた菅直人厚生大臣の決断にまつことなく、本来これらの資料は開示されるべきものであります。

こうした事例から得られる教訓は、行政が国民のためのものである以上、行政の有する文書は、諮問機関や審議会の情報を含めて徹底的に開示されるべきだということでありますが、これについて総理の御見解を伺います。

次いで、私は、市民団体の実践的な情報公開活動などを御紹介しながら、政府のこれに対する認識や評価についてお尋ねをしたいと思います。

我が国の情報公開制度は、一九八二年、山形県金山町の文書公開条例をもって嚆矢とし、その後、先進的な学者や弁護士により研究が進められてまいりました。しかし、今日のように情報公開の大切さが身近に認識されるようになったのは、九五年四月、全国市民オンブズマン連絡会議が全

国の都道府県に對して、その条例に基づき、いわゆる食糧費の公開請求を始めてからであります。

彼らは、それまでの自治体の慣行や公費支出の仕方に疑問を持ち、役所内部では公然の慣行として容認されてきた事務を指摘して、情報公開請求書を出したことから、いわゆる官官接待、空出張などの事実が白日のもとにさらされたのであります。不正事実を指摘された多くの自治体は、やむなく内部調査に踏み切り、二十三都道府県で総額四百一億円の不適正支出の事実を認め、そのうち二百八十三億円余りが関係職員から弁済されております。

かくして、その後、官官接待はほぼなくなり、また、都道府県の食糧費の予算も九七年以降では従前の約六割、金額にして約百八十億円が削減され、出張旅費も年間百数十億円削減されるに至ったと言われています。いわば情報公開制度の活用によって、行政とこれを監視する住民との間により緊張関係が生まれ、その効果が上がったことを端的に示したものであるでしょう。

このように、行政機関の内部監査機構では必ずしも有効に摘発できない行政の怠慢や不正の摘発を情報公開制度を駆使して住民などが行うこと、とりわけききのような実績を積み上げてきた市民団体の活動について、その御認識と評価を総務庁の長官に伺いたく存じます。

ここで、今回提案されました法案の内容についてお尋ねをしたいと思います。

私は、政府が長い時間とエネルギーを費やし、さまざまな抵抗を排して、国として初めて行政情報原則開示の法体制整備を決定して、ここに成案を示されたことに對して敬意を表するにやぶさか

でありません。そして、法案が、外国人を含む何人に対しても行政文書の開示請求権を認め、政府の諸活動を国民に説明する責務をうたい、その根拠を憲法の理念に置いていることにも評価を惜しむものではありません。しかしながら、政府案には、次のような問題点や使い勝手の悪さがあり、画竜点睛を欠くの思いを禁じ得ないのであります。

その第一は、情報開示請求権の根拠として憲法の理念をうたいながら、国民の知る権利の明記を避けていることです。

知る権利は、憲法第二十一条の表現の自由の内容であり、その権利は単に表現する自由だけでなく、他から発せられた思想、意見や情報を知り、これを受領する自由であって、その保障は請求権の意味を含むものと言わねばなりません。世界人権宣言十九条や国際人権規約十九条も、すべての人は情報を求め、受け、伝える自由を持つと規定し、ドイツ基本法第五条も、各人は一般に近くことのできる情報源から妨げられることなく知る権利を有すると規定しています。

そこで、政府案が知る権利の明記を避けた理由を総務庁長官に、あわせてこれを明記した意義につき議員立法の提案者に、それぞれ御答弁を求めます。

次に、対象機関の問題であります。政府案は、いわゆる特殊法人については開示請求の対象機関とはせず、第四十一条において別途の措置を講ずることとしております。

しかし、総務庁設置法第四十一条に規定する総務庁の審査に服する法人のうち、例えば国民生活センターや日本道路公団などは資本金が全額

政府及び自治体の出資によって設立されており、その他の法人もほとんどが公的資金や交付金によって設立あるいは運営され、その業務も本来行政各省庁に属してきたものを遂行し、その主要な役職の人事は官庁からの天下りで占められているのが実情であります。このように、大半の特殊法人について情報公開の必要性は、官庁自身と基本的に変わるものではありません。

特に、先年来、動力炉・核燃料開発事業団が、高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故や東海村事業所のアスファルト固化処理施設の火災爆発事故などの都度、関係資料を隠したり改ざんして国会に対しても作偽の虚偽の報告を繰り返したことを見れば、特殊法人を対象機関とすることは国民ひとしく求めることと考えるのであります。この点につき、総務庁長官と議員立法の措置につき提案者の答弁を求めます。

次に、不開示情報の定め方についてお尋ねいたします。

政府案は、第五条に、広範囲にわたって不開示とすることのできる情報の種類を列挙し、不開示の理由として、何々を害するおそれというような抽象的な概念規定を置き、加えて、その判断を当該行政官庁にゆだねているのであります。これでは多くの開示請求が第一次的に閉ざされるおそれがあり、まさに換骨奪胎の感じを否めないものであります。総務庁長官はこれにつき修正のお考えをお持ちでないか、このことをお尋ねを申し上げます。また議員立法はこの懸念をクリアできるものとなっているのか、提案者の答弁を求めます。

また、個人情報に関する開示の基準について、政府案は、個人が識別される情報は原則としてす

べて非公開とするいわゆる個人識別型を採用していますが、これには大きな疑問があります。

最高裁判所は、平成六年二月八日の判決で、行政内部の事務打ち合わせ懇談会などの情報は公開すべきものと判示いたしました。そしてこれまでの公費支出関係の処分取り消し訴訟において、裁判所は、下級審ながら、公務員の氏名は個人情報に当たらないとして、その開示を命じております。昨今、公務員の不祥事が相次ぎ、その倫理性が問題とされているとき、公務員の氏名を隠すなど明らかに時代錯誤と言わなければなりません。この点の修正の是非についても総務庁長官の所見を求めます。

次は、手数料の問題であります。

政府案は、第十八条で開示請求者に手数料の納付を規定し、閲覧についても除外してはおりません。

ところで、北海道では、かの道庁の不適正支出事案などに対して、市民からの情報公開請求件数は、一九九五年で実に四十四万一百件に上ったのであります。北海道庁ではこの閲覧については無料としておりますが、仮に東京都並みに閲覧手数料を一件につき二百円といたしますと、この場合、実に八千八百二十万円が支払われる計算になります。これにコピー代が加わるといいうことになるば、その金額はまことに膨大なものになり、権利の行使に重大な支障を生ずることになりかねません。

橋本総理大臣の御実弟である橋本大二郎高知県知事は、手数料を取るような制度は悪い制度だと言ってこれを廃止いたしました。総務庁長官、この点の見直しはいかがなものでしょうか。それと

も、非営利的な利用にも一律に閲覧手数料を徴収することを社会的妥当性を有するものとお考えなのでしょうか。このことについてもお答えをいただきたいと存じます。

以上のほかにも、政府案には、処分取り消し訴訟の管轄を東京に限るなど不合理な点が多々あり、これが成立しても、果たして本来の目的に即してこの法律が運用できるものか懸念せざるを得ないのであります。これらについては、内閣委員会での質疑や公聴会を通じてさらに明らかにされるものと考えます。しかし、我が国が民主主義国家であることのアかしとして、今つくろうとする行政情報公開法制を本心に魂の入ったものとするために、私は政府に対し、議員立法や私たちの提案に率直に耳を傾け、必要な修正にも対応される決断を求めたいと思うのです。

今議論されている行政改革、省庁の再編も、地方分権とこの情報公開制度の確立が伴わなければ実効的な意味を持ち得ません。金融財政措置を初め、このところ橋本内閣の失政が強く指摘されていますが、橋本総理がその責任を自覚されて退陣される前に、この情報公開法を、私どもの意見を入れて修正し、実のあるものとするならば、少なくともその点で橋本総理は歴史に名をとどめることになるであろうことを特に進言して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 佐々木議員にお答えを申し上げます。
まず、法案提出に当たっての見解とのお尋ねがありました。

情報公開法案は、申し上げるまでもなく、主権者である国民の皆さんに、政策を評価、吟味し、御意見をいただき、政治と行政への関心を高めていただくために極めて重要なものだと考えております。その一日も早い制定は国民が切望しておられるところでもあり、早期成立を心からお願いたしますと考えております。

次に、過去の幾つかの事例を引き、行政文書の開示についてのお尋ねがありました。

これまで必ずしも公開が十分ではなかったケースもあると思います。本法案では、不開示とすべき合理的な理由がある情報を除いて、原則として開示が義務づけられることとなります。

なお、審議会等については、会議や議事録などの公開にも努めているところではありますが、これらにより、一層の公開が図られることになると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小里貞利君登壇)

○国務大臣(小里貞利君) お答え申し上げます。

市民団体の活動に対する認識と評価についてお尋ねでございますが、地方公共団体の情報公開制度は、市民団体等により積極的に活用され、公正な行政等を推進する上で効果を上げてきていると考えております。国においても、情報公開法の制定により、一層公正で民主的な行政運営が推進されるものと考えております。

次に、知る権利の明記についてお尋ねでございますが、知る権利については、憲法上さまざまな見解があり、また最高裁判所の判例において、政府情報の開示を請求する権利として認知されて

いません。このように、知る権利の概念については多くの理解の仕方がされているため、知る権利という言葉を用いて情報公開法に用いることは適当でないとしたところであります。

次に、特殊法人を本法案の対象とすることについてのお尋ねでございますが、特殊法人の情報公開法の制定は、国民から要望が強い重要な課題と認識いたしております。このため、本法案においては、政府に対し特殊法人の情報公開に関する法制上の措置等を講ずべき旨を明記しております。また与党三党の合意によりまして、本法制定後二年以内に所要の法案を国会に提出することとされており、政府としては、国会でのこの御審議を踏まえ誠実に対応してまいりたいと考えております。

次に、不開示情報の規定について修正の考えはないかとのお尋ねでございますが、不開示情報の規定については、政府案におきまして、できる限り明確かつ合理的に定められているところであり、す。例えば、御指摘の何々を害するおそれという規定ぶりについては、行政改革委員会意見でも指摘されているように、そのおそれは法的に保護に値する蓋然性が要求されるものであります。また、不開示、不開示の決定判断は行政処分として行われるものであり、行政機関の長が第一次的に判断することとなります。ただし、不服があれば、当然、事後的に情報公開審査会や裁判所の評価、判断に服することになります。

次に、公務員の氏名の開示についてお尋ねでございますが、法案では、公務員の職名と職務遂行の内容は個人情報としては不開示とせず、また氏名については、慣行として公にされている場合等

は不開示することとしてお尋ねでございます。公務員の氏名は、公務員個人としての私生活においても用いられているものであり、これを開示すると私生活に影響を及ぼすことがあり得、公務員個人の権利も一般の国民と同様に保護する必要があると考えています。

最後に、手数料についてのお尋ねでございますが、開示請求制度は、開示請求の理由を問わず、また不開示された情報の利用に制約を課するものではないことから、請求の理由または利用の目的による手数料の減免を一般的に認める規定は設けておりません。(拍手)

(倉田栄喜君登壇)

○倉田栄喜君 佐々木議員にお答えいたします。

民主党、平和・改革、自由党三会派の共同提出案に対しまして、議員からは、目的に知る権利を明記した意義、情報公開と特殊法人、さらに不開示情報の規定のあり方、この三点についてお尋ねがありましたので、私からお答えしたいと思えます。

まず、私たちの案が第一条の目的に知る権利を明記した点であります。

先ほど、政府案が知る権利を明記しなかったことについて総務庁長官からお答えがありました。私たちは、知る権利が法律の目的の中に明記されるかどうかは、情報公開法が本当に国民主権の理念ののっとり、實際上、国民本位の法律であるかどうかを判断する重要なメルクマールであると考えています。

議員が引用されたラムゼイ・クラークの言葉をまづまでもなく、国民主権、民主主義の基本理念から考えるならば、そして政府が国民のものである

るならば、行政情報を国民が知るのは当然であると考えております。そして議員の御指摘のとおり、憲法二十一条表現の自由の前提として、行政情報に対する国民のアクセス権が保障されなくては、確かな判断としての意見の表明もできなくなるわけであります。

最高裁の判例が請求権としての知る権利まで言及したものではないとしても、その概念が抽象的で定まっていなくても、国民主権という憲法の基本原則を受けて、立法府たる国会が法律の中に知る権利を明記しその中身を具体化することは、憲法を具体化して法律をつくるという、まさに国会自身の責務であると考えています。また、知る権利が権利として保障されているかどうかは、法律の運用として司法における解釈において、国民、利用者サイドに立つのか、行政サイドに立つのか、大きな違いが生じると考えますので、知る権利を明記することの意義はまことに重大であると考えています。

次に、特殊法人についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、動力炉・核燃料開発事業団の例を指摘するまでもなく、特殊法人の不透明さに対する国民の強い不満を考えると、そして特殊法人が国民の血税で運営され、公的支配が及ぶ準行政機関であることを考えれば、この法律の中で原則的に対象にすることを明記すべきであって、その解決を先送りすべきではありません。このような理由で、私たちの案は、特殊法人の情報開示について政令等に委任するのではなく、この法律自身で基準を設けて特殊法人を対象にするよう明記しているわけであります。

最後に、不開示情報の定め方についての懸念に

ついでお答えいたします。

政府案は、私たちの立場から見ても、議員御指摘のとおりあいまいな言葉が多用されています。原則公開の趣旨を貫徹するならば、例外規定そのものの範囲が明確にされるべきであり、おそれというあいまいな文言は原則削除されるべきであり、明確に規定すべきであると考えます。

さらに、裁量行政の問題を指摘されています。開示請求が行政裁量によって逆に閉ざされて、換骨奪胎されるのではないかと御指摘であります。

私たちは、行政のあり方そのものが事前調整型行政から事後チェック型行政に転換しなければならぬと考えます。そうである以上、行政裁量の幅はできる限り極小化されなければならず、公開するかどうか自体が行政の裁量で左右されることとがなくてはならないと考えます。私たちの案は、議員の御指摘を踏まえてつくられていると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤繁一郎君) 大口善徳君。

(大口善徳君登壇)

○大口善徳君 私は、平和・改革を代表して、内閣提出の行政機関の保有する情報の公開に関する法律案等並びに民主党、平和・改革、自由党野党三党派提出の行政情報の公開に関する法律案に対し、総理及び関係大臣並びに野党提出者に対し質問を行います。

その前に、まず、昨日、金融機関から接待を受けた大蔵官僚の処分が発表になりました。金融閣連部局に在籍した幹部職員五百五十名のうち百十

二人の職員が関係業界の接待にまみれていたことに強い憤りを感じます。官僚と業界の癒着は大蔵省の金融部門だけにとどまりません。今こそ公務員倫理を確立しなければ、行政への国民の信頼は回復いたしません。公務員の公正中立を確保し、国民の信頼を回復するために、我々野党四党派は国家公務員の倫理の保持に関する法律案を既に国会に提出しております。国家公務員倫理法を今国会で成立させるべきであると私は考えますが、総理のお考えをお伺いいたします。

民主政治は、主権者たる国民が正確な情報を豊富に得られる環境が存在して初めて有効に機能します。アメリカ合衆国の憲法起草者の一人、ジェームス・マディソンは、「人民が情報を持たず、情報を入手する手段を持たないような人民の政府」というものは、喜劇への序章か悲劇への序章か、あるいは恐らく双方への序章にすぎない」と語っています。アメリカ合衆国では、既に三十年以上も前に情報自由法が制定されております。

昨今のバブル経済の発生と崩壊、住専問題、そして大蔵官僚や日銀エリート幹部のこっけいなまでの接待漬け、恐るべき額の不良債権問題などの金融危機、その実態が明らかにするにつれ、日本政府はまさに喜劇と悲劇を同時に演じているのであります。カレル・ヴァン・ウォルフレン氏は、その著書で、「日本の官僚は支配階級に属している。そして彼らが権力を振るえる理由の一部は、普通の人の知らないことを知っているという事実に由来する。」と述べています。今こそ国民が正しい情報を手に入れ、行き詰まった官主導の統治システムに対し、変革を求める時代が到来いたしました。

このようなときに、遅きに失したとはいえ、政府において情報公開法案が提出されました。地方においては、要綱等を含めればすべての都道府県と三百四十八の市町村において情報公開制度が先行して実施され、市民オンブズマンは、これを武器に官官接待や空出張の追及で実績を上げ、一方、国会におきましても十数年前から野党は議員立法として法案を提出し、昨年の時点で、当時の新進、民主、太陽の野党三党が議員立法によって法案を提出し、これに後押しされる形で、政府もこのたびようやく法律案提出にこぎつけたのが実態でございます。

そこで、野党案と政府案について、それぞれの基本的立場はどうか検証をいたします。

第一に、この法律を主権者たる国民の立場から利用する本位でつくるのか、官主導の立場から行政本位でつくるのかによって、内容も運用も異なっております。国民主権の立場に徹すれば、国民が税の使い道や配分、政策決定のあり方がゆがめられていないか行政を監視し参加することは当然の権利であり、原則公開を徹底し、利用者本位の制度とすべきであります。他方、この制度を行政本位という立場で考えれば、原則公開が過ぎると副作用が大きく、利用者本位では行政の円滑な遂行が阻害されるという考えになります。

第二に、行政が保有する情報をだれのものと考ええるかによって、公開の範囲も異なります。行政が保有する情報は、どのような情報であっても税金を使用して収集した国民の共有財産だとすれば、国民が知るのも見るのも当然であります。他方、行政情報は行政機関のものであって、行政の円滑な遂行のために集めたものであるという立場

では、行政が円滑に行われるか否か、それが公開の重要な判断基準となります。

第三に、冒頭で述べた大蔵省金融閣連部局の一連の不祥事にも見られるように、肥大化した行政の裁量権をどう考えるかということでもあります。行政改革の論議で指摘されるように、行政が事前管理型から事後チェックルール型、管理からルールへと変わらなければならないとしたら、裁量の幅はできるだけ小さくする必要があります。当然、行政情報の公開にあっても行政裁量の極小化が実現されなければなりません。

以上三つの基本的立場で、野党案はいずれも情報開示に積極的であるのに対し、政府案はいかなる立場に立つのか、総理の明快なる答弁を求めます。

次に、法案の個々の論点について、総理及び関係大臣並びに野党提出者に明確な答弁を求めます。

第一に、情報公開法の目的規定に知る権利を明記するか否かであります。

政府案は、知る権利は多くの見解があり、まだその概念が定まっておらず、請求権的権利ではないとして明記しておりません。しかし、知る権利は、抽象的な権利であるとしても、法律の制度化によって具体的な権利となるものであり、国会が憲法の趣旨を生かして権利の中身を具体化するのには、まさに立法府たる国会自身の役割であります。よって、情報公開を求める権利は、国民主権原理とともに、憲法上の権利である知る権利に基づくものであることを明記すべきであると考えますが、この点について総理及び野党提出者の答弁を求めます。

第二は、公開の対象機関に特殊法人を加えるか否かであります。

動燃の事故隠しや道路公園理事の不祥事、天下り問題を見ても、情報開示の必要性は極めて高く、私は特殊法人も対象とすべきであると考えます。百歩譲っても、特殊法人の情報公開は情報公開法と同時に実施すべきと考えますが、この点について総理及び野党提出者の答弁を求めます。

第三に、不開示情報は明確であるべきです。

政府案には六分野の不開示情報の規定がありますが、おそれと相当の理由など、語句自体が不明確あいまいであるため、行政機関の長の裁量の幅が大きく、乱用の危険があります。明白性の原則によって修正されるべきであると考えますが、この点について総理の答弁を求めます。

第四に、情報公開制度では、個人のプライバシーがどう守られるべきかということも議論する必要があります。

行政固有の情報、法人等の民間情報、個人情報などが混在して議論されてはならないし、基本的人権が侵害されてはならないと考えますが、総理及び野党提出者の見解をお伺いいたします。

第五は、政策形成過程に関する情報の開示の問題です。

政府案では、行政の内部または相互間における審議、検討、協議に関する情報について、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるということで、不開示としています。しかし、国民は、政策意思決定の過程を知らなければ、必要な批判ができなくなり、この規定は密室行政の現状を是認するものであって、行政の透明化に逆行するものであり、削

除されるべきであると考えますが、この点について総理の答弁を求めます。

第六は、手数料や公開実務のあり方の問題です。

国民主権の立場、利用者本位の考えに立てば、開示請求自体及び閲覧については無償とすべきであります。写しの交付に係る手数料についても、実費の範囲内でできる限り低廉でなければならぬし、経済的困難や公益上の理由による減免も認める必要があります。

開示方法や開示場所等も、利用者の利便を考慮し、整備されるべきであります。開示の担当者がお上意識で、見せてやるのだから不便は我慢しろ的態度で臨まれたら、国民主権と知る権利は不毛となると考えますが、これらの点につき総理及び野党提出者の答弁を求めます。

第七は、文書の管理、分類、保存の問題についてであります。

文書管理と情報公開は車の両輪、管理なくして公開なしと言われております。文書及び電磁的記録の情報管理のあり方について情報公開法自体に基本ルールを明記するとともに、情報文書管理の前提として、公務員が職務について必要かつ十分な説明ができる程度の情報文書の作成義務を負わせる必要があると考えます。開示請求された当該文書は既に廃棄されたというのではどうしようもないし、文書の特定も簡単にできるように、縦割りだけでなく統一的な文書管理、分類と保存のルールが示されなくてはならないと思えます。この点について総理及び野党提出者の答弁を求めます。

第八は、裁判官等に関する問題です。

政府案は、現行行政事件訴訟法の体系にこだわ

り、被告住所地の裁判官しか認めていません。しかし、費用の点を考えれば、不開示決定等に係る抗告訴訟については原告住所地で提起できるよう、現行法の特則としての規定を置く必要があると考えます。ある市民団体の試算では、沖縄県那覇市在住の人が厚生省を相手に裁判を起こして最高裁まで争った場合、原告本人の交通費だけで百万円かかるということであり、地方在住者が旅費や宿泊費等の費用負担のゆえに抗告訴訟を断念することのないようにすべきと考えますが、この点につき総理及び野党提出者の答弁を求めます。

第九に、情報公開制度を電子情報化時代に対応させるべきかあります。

アメリカ合衆国においては、連邦政府が公費で収集した膨大な情報をインターネット上で開示し、情報の電子化に積極的に取り組んでおります。アジア地域で初めての情報公開法施行国である韓国においても、電子メールによる請求が認められております。我が国においても、情報開示の制度を有効ならしめるため、行政情報の電子化やシステム化されたレコードマネジメント、検索の容易化・公開手段の迅速化に直結するインターネットその他の電子手段による情報提供に取り組むべきと考えますが、この点について総務庁長官の答弁を求めます。

第十に、野党案では平成十一年四月一日施行であります。政府案では公布後施行までの期間を二年を超えない範囲としております。私は、期間をはなるべく置かないで速やかに施行すべきと考えますが、この点について総理の答弁を求めます。

最後に、私どもとして最も気にかかるのは、一

部に、わざわざ議論してまで成立させる法案ではないという声が早くも飛び交っており、この点について、これは情報公開法を久しく待望してきた国民の期待を完全に裏切る言葉であると考えます。ここで法案がとんざした場合は、内心最も喜ぶのはこのだれでしょうか。行政情報を独占し、そのことによって裁量行政や権限を振りかざす官僚諸君ではないかと私は考えるのであります。

ここは、各党ともお互いに、民主政治のため、国民の知る権利の確保のために真剣なる審議を行い、ぜひとも今国会中に成立させるべきだと考えますが、総理並びに野党提出者に法成立への決意を伺い、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 大口議員にお答えを申し上げます。

まず冒頭、いわゆる公務員倫理法についてのお尋ねがありました。

政府としては、公務員倫理法の制定を期して、与党と密接な連携を図り、鋭意検討を進めてきたところでありますが、先般、与党において国家公務員倫理法案の大綱が取りまとめられました。今後はできるだけ速やかに法案化作業を進め、今国会において早期に成立されるよう万全を期したいと考えております。

なお、これまでの検討経緯、また、この法律が公務員である行政機関を縛るものであることを踏まえ、与党の提案とすることの方が国民の信を得る意味でも最も適切な選択ではないかと考えております。

次に、情報公開法は国民の立場で作成されるのかというお尋ねがありました。

情報公開法案は、目的規定において、「公正で民主的な行政の推進に資する」と明記しておるところでありまして、国民の立場に立った行政を一層推進するものと考えております。

次に、行政が保有する情報をだれのものと考えるかというお尋ねがありました。

行政情報は、申し上げるまでもなく国民のため行政を遂行するために保有しているものであります。行政情報には個人に関する情報、法人などに関する情報が多く含まれることから明らかに、法律上の意味で共有財産と理解することは適当ではないと考えております。

次に、行政の裁量権についてお尋ねがありました。

情報公開法案における不開示とすべき情報の範囲については、行政改革委員会意見に沿って、できるだけ明確かつ合理的に定めるところであります。また情報公開法による請求があった場合の審査基準を策定、公表し、行政機関による恣意的な運用を排することとしたいと考えております。

次に、国民主権原理と知る権利の明記についてのお尋ねがありました。

行政改革委員会の意見におきましては、项目的に国民主権の理念を明記するほか、いわゆる知る権利という概念については、憲法学上さまざまな理解の仕方があることなどから、知る権利という言葉を用いないとされました。政府としては、この意見に沿って法案を立案したところであります。

次に、特殊法人の情報公開についてお尋ねが

りました。

特殊法人の情報公開法の制定は、国民から御要望の強い緊急の課題であり、本法案では、政府に對し法制上の措置等を講ずべき旨を明記いたしております。また与党三党の合意により、本法制定後二年以内に所要の法案を国会に提出することとされており、国会での御審議を踏まえて誠実に対応してまいります。

次に、不開示情報の規定についてお尋ねがございました。

いずれも既に法律用語として用いられている言葉であり、例えば、おそれの程度は、法的保護に値する蓋然性が要求されるとされているところであり、いずれにしても、不開示情報該当性の判断は、事後的に司法審査に服することとなることから、乱用されることは考えておりません。

次に、個人のプライバシーの保護等についてのお尋ねもございました。

個人のプライバシーなど、個人の基本的な権利は十分に保護すべきであると考えております。このため、本法案において、特定の個人が識別され得る情報を原則的に不開示とした上で、不開示とする必要のないものを例外的に除くこと等により、基本的な権利の確かな保護を図っております。

次に、審議、検討等に関する情報の規定についてのお尋ねがありました。

この規定は、政府がそのさまざまな活動を説明する責務を全うする観点から、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とするのではなく、適正な意見の交換を不当に損なうおそれがある情報等に限定して不開示とする、そうした観点に立って立案を行っているものでありまして、この規定は必

要な規定であると考えております。

それから、手数料と開示方法についてのお尋ねがありました。

本法案では、利用者に公平な負担を求める観点から、開示請求及び開示の実施に係る手数料を徴収することとしておりますが、減免措置も規定いたしております。開示はあるがままの行政情報を提供するものであり、場所や方法については、利用者の利便も考慮していくこととしております。

次に、文書管理についてお尋ねがありました。本法案では、統一的な文書管理の基準を政令で定めることとし、その内容として、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準を規定することとしております。

また、訴訟管轄についての御指摘がありました。

この問題については、一般の行政訴訟と比べた情報公開訴訟の特色と意義、訴訟遂行上の費用負担のあり方等についてさまざまな考え方があるところです。したがって、訴訟制度全般との関連に留意し、実情を把握しつつ検討すべきものだと考えております。

次に、施行時期についてもお尋ねがありました。

情報公開法が施行されるまでの間、政府におきましては、窓口の整備や文書管理の徹底等大量の事務作業が見込まれます。できるだけ早期に施行したい、私もそう思いますけれども、政府及び各行政機関における準備作業を勘案すると、的確かつ円滑に法を執行するために二年程度の期間は不可欠であろうと考えております。

最後に、今国会中の成立についてお尋ねがあり

ました。

情報公開法の制定につきましては、行政改革を推進する上での極めて重要な課題でありまして、また国民各位からの強い御要望があることも踏まえ、今国会中の成立を心からお願いをいたします。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁をいたさせます。(拍手)

(国務大臣小里貞利君登壇)

○国務大臣(小里貞利君) お答え申し上げます。

電子的手段による情報提供についてのお尋ねでございますが、行政情報の公開を総合的に推進する観点からは、開示請求権制度の整備とともに、積極的な情報提供も重要と認識いたしております。特に、近年の情報通信技術を活用した電子的な情報提供は、その主要な手段であります。

政府は、現在、昨年十二月に閣議決定いたしました行政情報推進基本計画に基づき、総合的な文書管理システムの整備やインターネット・ホームページを活用した提供の推進とその内容の充実等を進めておるところでございます。(拍手)

(福岡宗也君登壇)

○福岡宗也君 大口議員の御質問に対しまして、野党三会派を代表いたしまして、提案者の一人として御答弁をいたします。

第一の御質問は、目的に知る権利を明記すべきであるということでありまして、

野党三会派の法案は、知る権利を明記いたしているわけでありまして、その基本的考え方につきましては、倉田議員の説明と同旨でありますので、これを補足するという形で御説明を申し上げます。

この知る権利を目的規定の中になぜ入れなければならないかというその意義でございませうけれども、法の目的規定というのは、どの法案でもそうでありませうけれども、各条文の解釈基準となるものでございませう。したがって、憲法上の権利として知る権利を明記することになれば、これを制約する不開示事由の有無の判断というものについては厳格な基準をもってしなければならぬというところになるわけでありまして、国民の情報公開請求権をより強力にするという効果があると考へるものであります。このことは、既に地方自治体の条例において、これを明記した場合としない場合とにおいて裁判所の判断に大きな相違が生ずることによって明白であります。

それから次に、第二に、政府は目的にこういう規定をしてあります。「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」こういうふうに書かれているわけでございます。しかしながら、情報公開制度の目的は、単に国民による行政監視ということにとどまるというものではありません。思想、信条の自由、表現の自由等の基本的人権を守るとともに、生命、身体、財産、環境などの被害の予防と、それから個別的な被害救済をするという目的を有するものでございます。

行政情報は、行政機関が多額な金をかけて、いわゆる公的資金でもって収集をしたものでありまして、これは国民の有力な財産であるとも言えるわけでありませう。国民がこれを用いて権利実現のために利用できる、このような情報公開制度を確立することが必要であるわけでありませう。被害エイズの発生直後において情報公開がなされてい

ば、被害者は相当に激減をしたということが言われているわけでありませう。

それから次に、第三に、知る権利は講学上確立された概念であります。多くの学者が表現の自由を基礎にして多くの学説を展開して、これはもう確立していると見て十分であります。

また、最高裁判所はこういうような判断を一九六九年に既にしております。すなわち、報道機関による報道についての判断でありますけれども、それが民主主義社会において国民が国政に関与するにつき重要な判断を提供するようないわば国民の知る権利に奉仕するものである、したがって報道の自由を守らなければならないという形で、国民の知る権利というものについては、直接的な請求権ではありませんけれども、概念的にはかなりの構築をしてあります。それからまた、多くの自治体の情報公開条例におきましても知る権利は明記されてあります。

したがって、既に現在、知る権利として盛り込むことについては、先ほどの倉田議員の説明にもありましたように、何の支障もないというふうな考えております。

それから次に、情報公開の対象機関に特殊法人を加えるべきではないかという質問についてお答えをいたします。

野党三派案は、原則として特殊法人を対象機関といたしております。

その理由とするところは、第一に、特殊法人の業務の公共的な性格にあります。特殊法人は、国の事業を行うために特別の法律によって設立されておるものであります。行政庁の業務を分担し、行政機関の一部とも考えられる部分があるからで

あります。当然、国民の行政監視の対象にさるべき性質を持つておるわけでありませう。それから第二に、設立から事業資金や経常経費まで、多大な公的資金によって賄われているわけでありませう。さらに第三に、特殊法人の役員には高級官僚が多数天下りをしておるのが実情でございませう。その実態を国民に公開し、これに対する批判の対象とすることも極めて重要であります。

このような特殊法人を対象外にすることについては、情報公開制度の意義を半減するということにもなりかねないわけでありませう。二年間待つというのではなくて、直ちに特殊法人も対象にすべきものと考えております。

それから次に、行政庁の不開示決定処分についてでございますけれども、裁判官を住所地に定める裁判所に認めるということでありませう。

理由は、行政情報公開制度というものの内容がいかによくて、実際の不服申し立て方法について道を閉ざしてしまうようなことがあれば、それはもう実際には行政庁の長の恣意的な判断ということを容認し、実質的にこれは形骸化してしまうおそれがあるということでありませう。先ほどの御質問者の中にもありましたように、多額な過重な負担を与えるということは地方の請求者に対する権利を実質的に奪うことになるわけでありませう。

憲法上の平等原則にも反するものだ、かように考へるわけでございます。そういうわけで、ぜひとも管轄を認めていただきたい。(発言する者あり)

それから最後に、結論でございますから、もうちょっと御静聴ください。いわゆる決意ということでございますけれども

も、やはり地方それから国際的な流れとして、行政情報公開制度の流れというものはとどまるところを知らないわけでありまして、この早期成立は焦眉の急であるわけでございます。しかしながら、中身は、やはり完全な国民のための知る権利、それから人権を擁護するに足るような内容でなければならぬわけでありませう。そのようなわけで、実際に適用をして動いていくような制度を実現しない場合には、逆の、これを拒絶する作用のみが表に出てしまうという危険すらあるわけでございます。

そういう意味で、この情報公開制度の策定というのには、党利党略によるのではなくて、与野党ござって、よりよい制度がどういふところにあるかということを検討して、正すところは正して、真に国民の行政監視に役立つような制度にしたい。そういう意味では、与野党を問わず、全員でもって、よりよい制度を構築していい制度を実現していただきたい、これが最後の結論であります。どうもありがとうございます。(拍手)

(遠増拓也君登壇)

○遠増拓也君 引き続き大口議員の質問にお答え申し上げます。

まず、情報公開制度では個人のプライバシーはどう守られるべきかという質問にお答えいたします。

プライバシーの権利は、独立した自由な人格を有する個人が、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利として、日本国憲法が保障する基本的人権の一つとして理解されております。このようなプライバシーの権利は、情報公

開制度においても当然保護されるべきであり、公開によってプライバシーの侵害が行われるような行政情報は行政側が開示しないことができる、いわゆる不開示情報とすべきです。

そこで、我々の法案では、具体例を示しつつ、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについて、不開示情報の一つと定めています。

なお、実質的にプライバシーの保護が担保されるのであれば、行政情報はできるだけ広く開示されるべきでありますから、単に個人が識別されれば直ちに不開示情報とするのではなく、いわゆる個人識別情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもののみを不開示情報としています。

次に、手数料や開示方法等公開実務のあり方についてお答えいたします。

手数料については、大口議員から、国民主権の立場、利用者本位の考えに立てば、開示請求自体及び閲覧については無償とすべき等の御指摘がありました。情報公開制度の趣旨にかんがみ、非常に重要な点であると思います。我々の法案では、閲覧による行政情報の開示は無償とすることを定め、写しの交付についても、実質的範囲内において政令で定める額の手料を納付することとしています。またこの手数料についても、開示請求者に経済的困難その他特別の理由がある場合及び開示請求に公益上の理由があるときには、政令で定めるところにより手数料の免除や減額ができることとしています。

開示方法については、我々の法案は、大口議員

御指摘の原本確認原則にのっとり、開示請求された行政情報が記録されている行政資料そのものの閲覧または複写を原則とし、原本の閲覧もしくは複写が適切でないとき明らかに認められるときは、その理由を示した上で、また開示請求者が希望するときは、当該行政資料の写しの交付をもってこれにかえることができることと定めています。

なお、行政資料の写しについては、開示請求者の利便を考え、政令で定めるところにより、郵送料を納付すれば写しの送付が受けられるように規定しております。

最後に、文書の管理、分類、保存についてお答えいたします。

大口議員御指摘のとおり、文書管理と情報公開は車の両輪、また管理なくして公開なしです。行政情報の開示を請求する国民の権利を実質的に保障し、政府の説明義務を十分に果たすためには、その前提として、政府の保有する情報が適正に管理されていることが不可欠であります。

そこで、我々の法案では、行政機関が行政資料の管理に関する定めを制定し、これを公にするるとともに、当該定めに従い行政資料の適切な管理を行うものとして定めています。また行政資料の管理の基本ルールについて、それぞれの行政機関にゆだねるのではなく、法律によって統一的に規定すべきとの考えから、「行政資料の分類、收受、作成、決裁、供覧、公表、整理保管、保存及び廃棄に関する基準並びにその基準を遵守する義務及びその基準に違反した場合における罰則その他必要な事項については、別に法律で定める」としてあります。質問いただいた、公務員が職責について必要かつ十分な説明ができる程度の情報文書の作成義務についても、この行政資料管理に関する法律で規定することが検討に値すると考えます。

さらに、行政機関に行政資料の管理に関する事務を適正に行うための情報管理専門官を置くこととし、文書管理の徹底を図っております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 石垣一夫君。

(石垣一夫君登壇)

○石垣一夫君 自由党の石垣一夫でございます。私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました政府提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案並びに民主党、平和・改革、自由党、無所属の会提出、行政情報の公開に関する法律案について質問いたします。

私たちは、二十一世紀を目前に迎え、準備が急がなければなりません。それは、日本再構築を目指すための準備であります。とりわけ日本の構造改革は、政治、経済、社会全般にわたる待ったなしの改革であります。しかし、改革の手法に誤りがあれば、この国の将来に重大な禍根を残すことになり得ます。

ただいま審議しております中央省庁等改革基本法案の根底に流れるものこそ、情報公開であると思信します。情報は国民国家の財産であります。この財産をはぐくんできたのは、人間の本能である知欲、知性であります。政府は、知る権利を国民主権の理念ととらえておりますが、私は、人間の本能である知欲、知性の進展は、知る権利として法に位置づけられる生存権の一つであると考えております。

政府の提出法案は、こうした人間哲学にかかわる視点の論議と法の位置づけを不明確にしたまま

ま、アカウンタビリティに必要な情報を出せばよいという狭い概念の公開に押し込め、しかも歴史的な文書を法の対象から外すことにしたのであります。

本来、アカウンタビリティの持つ意味は、ニュージブランドの情報公開法、カナダの非公開不服申し立て機関の年次報告、米国の情報自由法の基本に照らしても、国政における公開性オープンネスと責任性アカウンタビリティ、この二つが基本となっております。しかし、我が国においては、この責任性のみ強調され、しかも責任性の概念の中に説明を加えた日本版アカウンタビリティとして翻訳されたのであります。この概念を変えない限り、我が国には民主主義はありません。

一九六六年、米国の情報自由法が施行されると、演説した当時のラムゼイ・クラーク司法長官は、「もし政府が真に人民の、人民による、人民のためのものであるならば、人民は政府の活動の細部にわたって知らなければならぬ。民主主義を縮減するものとして秘密以上のものは存在しない」と述べ、情報公開法は民主主義の規範をなすものであると力説しております。行政に公開する広範囲な裁量権を与え、その一分野を説明責任としてこたえるだけでは、官から民へ、官民癒着の行政を根本から変えるべき情報公開法が求めている国民の要請に背くものであると言わざるを得ません。

そこで、政府提出法案について総理大臣にお伺いいたします。

第一は、知る権利の法的位置づけについてであります。

行政情報公開部会長角田礼次郎氏は、内閣法制局長官在任中、一九八一年三月十日、参議院予算委員会で「いわゆる知る自由ないし知る権利につきましては、これらの判決あるいは決定において『必ずしもそこで明確にされているわけではございませんけれども』、いずれにせよ憲法によって立つ基礎である民主主義社会のあり方、あるいは憲法第二十一条の保障しております表現の自由にかかわりのあるものとして当然尊重されるべきものであると考えます。」と、極めて表現の自由に限定した答弁をしております。

当然、この憲法第二十一条表現の自由の具体化として、知る権利を表現の自由に位置づけるべき法制度の環境は醸成しているのに、なぜ国民主権の理念に置きかえたのか、その理由を明確にされたのであります。

第二は、その見解から、いかなる理由をもって知る権利を情報公開法に盛り込まなかったのか、明らかにしていただきたいのであります。

第三は、情報公開法と同時に、なぜ国家機密法案、個人情報保護法案を提出できなかったのか、その理由を説明していただきたい。

第四は、野党提出法案は、訴訟手続にインカメラを導入することを法案に規定しておりますが、政府案はいかなる理由からインカメラを導入されないのか、その根拠を国民の前に明らかにしていただきたいのであります。

次に、総務庁長官にお伺いいたします。
第一は、不開示決定に関する訴訟の問題であります。

政府案では、何人にも不開示請求権を認めると規定しているものの、現実には不開示決定に対する

訴訟は東京地方裁判所に限られてしまう状況下にあります。これは国民の利便性を無視した考えであります。

例えば、行政情報は、何も電が関だけに集中しているわけではありません。地方分権に伴い、行政の権限は地方部局に委譲され、今後、行政情報はますます増大されます。地方部局に権限が委譲、委任されるのに伴い、公開決定権限を中央省庁から地方部局に委任するなど、事案処理によっては、わざわざ東京に求めて請求者の所在地において訴訟を起こせることは当然国民の権利であります。なぜわざわざ東京地方裁判所まで莫大な費用をかけて来なければならぬのか、素朴な疑問についてお伺いいたします。

第二は、特殊法人の情報開示についてであります。

米国、デンマーク、フランス、韓国等の情報公開法を見ても、政府関係法人、いわゆる政府投資機関の法人はすべて対象になっております。なぜ我が国の特殊法人はこの対象から除外されたのか、その理由を明確にしたいと思っております。

第三は、ただいま審議しております中央省庁等改革基本法案で課題になっております独立行政法人についてであります。この独立行政法人は、情報開示の対象とすべきだと考えますが、答弁を求めます。

次に、民主党、平和・改革、自由党、無所属の会提出、行政情報の公開に関する法律案についてお伺いいたします。

野党提出法案と政府案との最大の違いは、知る権利の保障が法律の目的に規定されているか否か

であります。国民の大半は、野党案を知る権利を盛り込んだことを高く評価しております。

また、高い評価はこれだけではありません。私は、野党案による情報公開は、国を相手に訴訟を起こす場合、開示請求者の所在地に提起できるとしているほか、手数料についても、経済的に困難な人の場合、また公益上の理由が認められる場合には減免が措置されておりますことなど、国民により使いやすい制度であることを評価するものであります。

第二の相違点は、野党案は特殊法人を公開の対象にしたことであります。

現在、特殊法人の職員数は国家公務員非現業職員と同じくらいの規模になっております。特殊法人は、行政権能を持ち、行政を補完する業務が多く、特殊法人を情報公開の対象としなければ本法の趣旨は生かされないと考えるものであります。特殊法人を情報公開の対象とした趣旨について、提案者の答弁を求めます。

第三の相違点は、文書管理の公開は別法に定めるということであります。そのためには、情報管理専門官を設置し、文書管理を徹底することは当然であります。

情報公開が制度として整備されても、ありません。政府案では、行政資料の系統的分類、作成の責務、作成、保管、保存、廃棄については政令にゆだねておりますが、野党案では、別法をもって定めるとしております。そこで、お伺いしたいことは、行政資料の分類、保存、廃棄並びに情報専門官の設置は、政令ではなく、法律事

項とした趣旨について提案者の答弁を求めます。さらに、米国においては、一九九六年に情報自由法が三十年ぶりに改正され、電子情報自由法が制定されました。情報の対象は全連邦の官庁とし、請求に応じて二十日以内に提出を義務づけ、媒体も、書籍、光ディスク、磁気ディスクのほか、インターネット経由でも提供するようにとなっております。高度情報通信社会にあつては、情報の媒体も開示請求者の要求に応じて提供すべきだと考えますが、答弁を求めます。

次に、大蔵大臣にお伺いいたします。

このたびの大蔵省職員百十二名の処分は、一体何たるありさまであります。国家運営の中核となる大蔵省は一体どうなったのか。歴代大蔵大臣は、事件を起こすたびに、二度とこのような不始末を起こさないと言いつつきた教訓はどこに生かされているのですか。ここまで腐敗し切った大蔵省の体質を考えると、大蔵大臣の指揮権は地に落ちたと云わざるを得ません。

大蔵省の蔵の語源は、もともと人目を避けるという意味で、品物を人目のつかないところに置くところから蔵としたのであります。大蔵省は、まさしく人目を避けても歩けない状況にあります。今回の不祥事は、まさに国家存亡に値するものであります。

情報にはまさに権力の源であります。政府内の官僚や政治家の一部に行政情報が握られ、額に汗して努力した人よりも裏で手を回して働きかけた人が得をするという社会から、自立した個人が自己責任を持って、正々堂々とだれもが差別なく胸を張って生きる社会へ土台からつくりかえようと考えているのが我々自由党であります。

そのためには、長年にわたって行政情報の独占してきた自民党政治の官僚依存型の政策と利益誘導型政治システムを構造から改めない限り、政治家と官僚にまつわる不祥事は今後もなくなりません。この利権政治の情報開示なくして改革はありません。自民党は様子を正すべきであります。今こそ私たち自由党が目指すフリー、フェア、オープンな自己責任型社会をつくること、腐敗、汚職をなくす第一歩であり、行政改革の始まりであると強く主張するものであります。

今や橋本内閣は末期症状であります。最近のマスコミ各紙の世論調査によれば、内閣支持率は二十数%という低迷ぶりであり、その最大の理由は、今日の経済危機の本質を全く理解していない経済政策の失政であります。国民生活を路頭に迷わす橋本内閣は即刻に退陣すべきだと強く申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 石垣議員にお答えいたします。

まず、いわゆる知る権利についてお尋ねがございました。

従来、最高裁判所の判例等におきまして、いわゆる知る権利が憲法第二十一条から導き出されるものとして説明をすることがございましたが、これはおおむね国家によって侵害されてはならない自由権として言及されているものと承知をいたしております。これに對しまして、本法案では、国民に對し、行政文書の開示を請求できる積極的な権利を定めようとしておりますことから、「憲法の理念である国民主権の」とり」とすること

がふさわしいと考え、この考え方を採用いたしました。

また、国家機密法案、個人情報保護法案を情報公開法と一緒に提出すべきであるという御趣旨の御質問がありました。

しかし、これらの法制は、私は、それぞれ別途の観点から制定が論ぜられるべきものだと思います。また、本法案におきましては、国の安全、プライバシー等保護すべき情報はきちんと保護した上で公開することといたしております。

次に、インカメラ審理についてお尋ねがございました。

インカメラ審理につきましては、裁判の公開の原則との関係をめぐってさまざまな考え方が存在をいたします上、相手側当事者に吟味、弾劾の機会を与えない証拠によって裁判をする手続を認めることは、行政訴訟、民事訴訟制度の基本にもかかわることなどから、採用をいたしませんでした。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。

〔国務大臣小里貞利君登壇〕

○国務大臣(小里貞利君) お答え申し上げます。

訴訟審理については、一般の行政訴訟と比べた情報公開訴訟の特色や意義、訴訟進行上の費用等の公平な負担のあり方などにつき、さまざまな考え方があるところであります。また、地方支分部局に對する権限委任の状況等については、現行法によっても地方において訴訟を提起できる場合が広がることなどから、今後、情報公開法の運用の実情等を勘案し、行政訴訟一般の問題にも留意しつつ、専

門的な観点から総合的に検討すべきものと考えております。

第二点でございますが、特殊法人を本法案の対象としなかった理由についてのお尋ねであります。

特殊法人の情報公開法の制定は、国民から要望が強い緊要の課題と認識いたしております。このため、本法案においては、政府に對し特殊法人の情報公開に関する法制上の措置等を講ずべき旨を明記いたしたところであります。本法案を特殊法人に直接適用することについては、特殊法人は国家的性格、業務内容、国との関係がさまざまであることから、一律に適用することには不適当と考えております。また与党三党の合意により、本法制定後二年以内に所要の法案を国会に提出することとされており、政府としては、国会での御審議を踏まえ誠実に対応してまいりたいと存じております。

最後に、独立行政法人を本法案の対象とすることについてのお尋ねですが、独立行政法人については、与党三党の合意事項において、特殊法人の情報公開法の検討の際に両者の関係を整理することとされたところであります。今後の検討に当たっては、中央省庁等改革基本法案が成立した後、同法に基づき中央省庁等改革推進本部において行われることとされている独立行政法人の制度設計の具体化の検討状況も十分勘案しつつ、検討していく必要があると考えております。(拍手)

〔北村哲男君登壇〕

○北村哲男君 石垣議員の三点にわたる御質問にお答えいたします。

一点目の、特殊法人も公開の対象機関とした趣旨については、既に同僚の倉田、福岡両議員が回答いたしましたのと同様であります。まずは、特殊法人は政府の業務を分担するために特別の法律によって設立した法人であり、その多くは実質的に行政機関としての機能を持っていることである。そしてまた、特殊法人の持つ情報には、これまでたびたび指摘されましたように、公開の必要性の高いものも多くあります。特殊法人の一つである国民生活センターというものがござい

ます。一〇〇%の政府出資でございますが、事故情報や製品に関する苦情や問い合わせを最も多く収集している機関ですが、ここに収集された情報や処理結果は、被害者救済とかあるいは被害拡大防止のために不可欠な情報であって、これらの情報が国民に最大限公開される必要は大きいものと考えます。

二点目の、行政資料の管理基準及び情報管理専門官の設置を法律で定めた趣旨についてでございますが、現状では、行政資料の作成、分類から廃棄に至るまで、その基準は各省庁ばらばらでございます。一部の自治体で問題になっておりますように、行政資料の不法廃棄や改ざんも行われたことがございます。行政資料の管理を政令にゆだねるということは、これまでのずさんな管理をそのまま容認することにもなりかねません。したがって、政令にゆだねるのではなくて、行政の恣意を許さないためにも、法律によって情報管理の最低限のルールや責任の所在を明確に定める必要がございます。

平成十年四月二十八日 衆議院會議録第三十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案外二案の趣旨説明に対する石垣一夫君の質疑 行政機関の保有する情報

一四

現在の我が国で情報の管理に関して法律によって明確にすべき事項は、行政資料を作成し保存すべき義務であると言われております。すなわち、行政資料の収受、作成から系統的な分類方法、保管方法、保存期間、そして管理状況の管理、そして廃棄に至るまで、行政資料が生まれてから死ぬまでの全過程の事項についての枠組みを法律によって規定することが必要です。このことによつて、適正で公平な情報の公開が担保されると考えます。また、この一貫した情報管理のシステムが適切に運用されているか否か、この管理状況を監視する情報管理専門官を置くことにより、国民に対する公開制度が適正に行われることを保障しようとするのが趣旨でございます。

最後に、アメリカの電子情報自由法に倣って、我が国でも電子情報の記録媒体も請求者の要求に応じて提供すべきであるとの御意見でございますが、まず、私どもの法律案では、これらの電子情報記録媒体、すなわち光ディスクとかあるいは磁気ディスク、磁気テープなども行政資料の範囲に含まれておりまして、視聽、見る聞くを含む閲覧または複写による開示の対象となっております。例えばフロッピーディスクの場合は、フロッピーディスクに記録されている情報を他のフロッピーディスクにコピーして、そのコピーされたフロッピーを、すなわち情報記録媒体を交付するということができるようになっております。また情報記録媒体の形で交付を受けるか、あるいは可視的な文書に打ち出したものの形で交付を受けるかは、請求者が指定できる制度になっております。なお、アメリカの電子情報自由法は、政府に一般の情報をできる限り電子情報化することを義務

づけたり、インターネットでアクセスできるようにすることによって、行政機関も公開に伴う作業量を減らすシステムをとるようになっておりますが、今後、我が国においても、文書管理に関する法律をつくる過程の中で思い切った電子情報化を検討することも重要な課題であると考えております。

以上をもって石垣議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。(拍手)

(國務大臣松永光君登壇)

○國務大臣(松永光君) 石垣議員にお答えいたします。

私の責任についてのお尋ねですが、このたび、大蔵省において金融関連部局に在籍した職員を中心に調査を行った結果、多数の職員について民間金融機関等との間に行き過ぎた関係があったことが判明しましたので、厳正な処分を行ったところでありまして、まことに遺憾であり、深くおわびを申し上げます。今回の不祥事について深く反省するとともに、綱紀の厳正な保持を図り、信頼回復に向けて職務に邁進する決意であります。

大蔵省職員一同、これを契機に、綱紀の厳正な確保を図るとともに、新しい時代の要請を踏まえて、真に国民の負託にこたえられるよう全力を尽くしていく決意であることを申し添えます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 瀬古由起子君。

(瀬古由起子君登壇)

○瀬古由起子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました政府提出、行政機関の

保有する情報の公開に関する法律案並びに議員提出、行政情報の公開に関する法律案について、総理並びに提出者に質問いたします。

公正で民主的な行政、透明な行政運営を実現するためには、行政情報を広く国民に公開することが求められております。既に情報公開法を制定している欧米諸国では、行政というものはほっておけば腐敗する、絶えず国民の目にさらして初めて腐敗が防止できるということからつくられたと言われております。とりわけ行政の腐敗と不祥事、政治家の癒着の根絶が国民的な要求になっている現在の、真に国民に役立つ情報公開法をつくるかどうかは、政治家の癒着構造を真剣に断ち切る上での重要な試金石の一つです。

日本共産党は、ロッキード事件を受けて一九八一年に情報公開法案を国会に提出し、その実現に一貫して努力を続けてまいりました。国民の監視のもとで初めて公正で透明な行政が実現できるし、そのために情報公開は不可欠の課題であるとの立場から、以下、政府案に対して具体的に質問をいたします。

第一に、情報公開法と国民の知る権利について

個人の基本的な権利として必要な行政情報を的確に入手できるということは、国民主権に基づく国民の基本的な権利です。ところが、政府案では、知る権利を明記しないばかりか、要綱案にはあった国民の「監視・参加」の目的までも削除してしまい、情報公開制度が国民の権利であることをさらに薄めてしまいました。国民こそが主権者であり、行政情報は国民の共有財産であるとの根本的な立場に立つて、国民の情報公開請求権の性格

を明確にするために、本法案に知る権利を明記すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

第二に、汚職、腐敗と乱脈経営が次々と明るみに出され、国民の監視が今こそ必要になっている特殊法人の情報公開が本法案では対象から外されていることと。

特殊法人は国が行うべき仕事を効率化の名のもとにつくられ、多額の国費も投入されており、その情報は国民主権に基づき公開されなければならぬことは当然です。アメリカ、フランスなどでも政府関係法人は対象になっているんです。動燃の情報隠しやうそ報告、道路公団の汚職事件などが頻発している今、天下りの全面規制、情報の徹底公開こそ国民が求める行政改革の真の方向でもあります。特殊法人の情報公開制度をいつまでもどのような手順でつくるつもりか、答弁を求めます。

第三に、政府が保有する情報は国民に最大限に公開されるようにすることが、情報公開法制定の本来の目的です。公開請求に対する不開示は、国民の権利を制限するものとして例外的、限定的に扱われるべきです。ところが、政府案では、不開示情報が行政機関の裁量によって不当に広げられる危険性があります。

まず、個人情報の取り扱いについてです。個人情報の不開示は、不開示されることでプライバシーが不当に侵害される場合に限定されるべきですが、政府案では不開示の範囲が不当に広げられています。とりわけ、公務員の職務遂行にかかわる情報公開請求に対して不開示されることになっているのは職名と職務内容だけで、氏名が含まれておりません。これでは、今日重大な社会問題と

なっている官官接待を根絶するための情報公開も制約を受けることとなります。公務員の情報公開については、家族や住居などプライバシーにかかわるもの以外は公開するようにすべきです。答弁を求めます。

次に、企業情報の公開についてです。

住専、山一、拓銀など一連の金融不祥事で明らかのように、その原因究明と責任を明確にする上でも、当該企業の情報と資料を広く国民に開示することは極めて重要な課題です。ところが、政府案では、企業の営業上の利益を守るための非開示規定だけにとどまらず、公開しないことを前提に資料提供を受ける非公開特約制度まで導入しています。これまで政府は、大蔵省の金融行政に見られるように、行政と業界との癒着の構造を明らかにするための資料を出し渋ってきましたが、非公開特約制度が導入されれば企業の情報公開は一層困難になります。

しかも、要綱案では「公にしない」との約束のあったものは不開示としていたものを、本法案では「公にしない」との条件があるものは不開示にできることにしています。条件ということになれば、企業が非公開の要求を一方的につければよいわけであり、情報公開の大きな後退になります。この条文は削除すべきではないでしょうか。答弁を願います。

次に、不開示の理由に「国の安全が害されるおそれなど、いわゆる防衛、外交、捜査情報については、すべて行政によるおそれという主観的な判断で公開を拒むことができるようになっていきます。しかも、そのおそれは、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由」があればよいことに

してしまい、行政の第一次判断が優先されて国民の情報公開請求が不当に制約され、行政機関の裁量を大きく拡大しております。なぜ防衛、外交、捜査情報だけを特別に行政の判断を優先させるのか、答弁を願います。

アメリカ本国やヨーロッパ諸国では公表されている米軍の超低空飛行訓練の訓練区域を、政府は、「国の安全が害されるおそれ」を口実にあくまで公開しないつもりなのではないでしょうか。

さらに、情報の存否すら答えない応答拒否の権利を行政機関の長に何の限定もなく認めています。これは乱用の危険が極めて大きい規定であり、削除すべきです。

また、政策形成過程の情報を非開示としていることも問題です。今、中央省庁等改革基本法案の審議中ですが、法案の大前提となっている行革会議の議事録は、公開要求にもかかわらず、議事概要が提出されたのみで、いまだに実現していません。この条文を理由に、法案や政府の基本政策がその形成過程で行政部内でのように審議されたのか、今後明らかにされないことになってしまいます。今なお、墨で黒塗りにされた薬害エイズ資料にも見られるように、このような不開示条項は削除すべきではないでしょうか。

なお、情報公開を言うなら、今試されているのは、昨日発表された大蔵省の接待不祥事件調査報告の問題についてです。今回の調査報告では、接待が何の目的で行われたのか、その結果大蔵行政がどのようにゆがめられたのかは一切明らかにされておられません。内部調査の全容公表を速やかに実施することを求めます。(拍手)

第四に、手数料についてです。

開示請求に係る手数料と開示の実施に係る手数料を規定し、文書の検索や可否判断に係る手数料も徴収するとしています。ところが、この情報公開法を先取りしたという動力炉・核燃料開発事業団、いわゆる動燃では情報公開指針を制定していますが、文書の検索や可否判断に係る手数料を公開手数料として、コピー代金とは別に一枚当たり二百円を徴収しています。ある市民団体が動燃に対して情報公開を求めたところ、資料内容検討費と称して、五十九万七千円の手数料の支払いを要求されるということが起きているのです。

そもそも、文書の検索や可否判断などは行政事務そのものです。開示請求者に不当な負担をさせるべきではありません。現に、地方自治体の条例で開示請求に係る手数料を徴収しているところはほとんどありません。利用しやすい金額としなければならぬことは、政府案のものになりました。「要綱案の考え方」でさえ指摘されていたのです。

開示請求に係る手数料は、国民の利用の障害になるものであり、徴収すべきではないと考えます。答弁を求めます。

第五に、本法案では、裁判官の規定がないため、不開示とされた請求者は裁判を東京でしか起こすことができないようになっていきます。情報公開法が真に国民のために役立つようになるためには、行政が不開示にした情報を裁判で公開を求めることとなります。しかし、東京でしか裁判が起これないということになると、地方在住者にとっでは交通費の負担だけでも大変な金額になり、事実上、裁判を断念せざるを得ない事態も起こり得ます。情報公開の実効性を本当に高めるためには、行政による恣意的な不開示決定に対して、司法によるチェックを受けやすくすることが極めて重要です。請求者が居住地で裁判を受けられるよう是正すべきではないでしょうか。

最後に、議員提出の行政情報の公開に関する法律案について質問いたします。

日本共産党は、既に昨年十月に情報公開法案を再提出しております。その趣旨は、行政情報の公開は国民の知る権利にその基礎を置くことを明記し、不開示とする情報の範囲を厳密に規定するなどの措置によって、国民が利用しやすい、真に役に立つ情報公開制度の創設を目指したものです。議員提出の情報公開法案も、基本的には同様の内容であると認識しております。

今日求められているものは、行政と官僚による情報隠しや情報操作の根絶を目指し、国民の知る権利にこたえる内容の情報公開法をつくることです。まさに立法府、国会の役割が期待されているのではないのでしょうか。情報公開法の本来の趣旨に照らしても、超党派の協力によって、よりよい情報公開法をつくることが求められていると考えますが、提案者の所見を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 瀬古議員にお答えを申し上げます。

まず、国民の知る権利の明記についてお尋ねがございました。

行政改革委員会の意見におきましては、いわゆる知る権利という概念につきましては、憲法上さまざまな理解の仕方があることから、知る権利という言葉は用いないとされたものであり、政府としては、この意見に沿って法案を立案いたしました。

ところであります。

次に、特殊法人の情報公開についてお尋ねがありました。

特殊法人の情報公開法の制定は、国民から要望の強い喫緊の課題であり、本法案では、政府に対し法制上の措置を講ずべき旨を明記しております。また与党三党の合意により、本法制定後二年以内に所要の法案を国会に提出することを附則に明記することとされており、国会での御審議を踏まえ誠実に対応してまいります。

次に、個人情報法の公開に関連し、公務員の氏名の公開というお尋ねがありました。

公務員の氏名は、公務員個人としての私生活においても用いられており、これを開示すると、私生活などに影響を及ぼすことがあり得ます。そこで、公務員の職名と職務遂行の内容は個人情報として不開示とせず、また氏名については、慣行として公にされている場合等は開示することとしたしました。

非公開特約の企業情報の取り扱いについてもお尋ねがありました。

法人等から非公開を前提として行政機関に提供されるという情報の流通の形態や、提供者の非公開扱いに対する期待と信頼は保護に値するものであり、このような規定は必要と考えます。なお、この非公開の約束は合理的であることを要することとし、乱用を招かないよう配慮しております。

次に、防衛、外交、捜査関係情報についてお尋ねをいただきました。

国家の安全、公共の安全と秩序の維持などに係る情報については、その性質上、開示、不開示の判断が高度の政策的判断を伴ったり、専門的、技

術的判断を要することなどから、司法審査などの場において、行政機関の長の第一次判断権が尊重されるとしたところであります。

次に、米軍の超低空飛行訓練についてお尋ねがありました。従来から申し上げておりますとおり、在日米軍の飛行訓練の詳細は米軍の運用にかかわる問題であり承知しておらず、したがって、情報公開法の対象となり得る文書がございません。

それから、応答拒否処分の規定についてもお尋ねがございました。

開示、不開示の決定判断は行政処分として行われるものであり、行政機関の長が第一次的に判断することとなります。このような存否を明らかにせず請求を拒否する処分も、不服があれば、当然事後的に情報公開審査会や裁判所の評価、判断に服することになり、行政機関による乱用を許すことにはならないと考えております。

それから、審議、検討等に関する情報の規定についてもお尋ねがありました。

この規定は、政府がその諸活動を説明する責務を全うする観点から、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とするのではなく、適正な意見の交換を不当に損なうおそれがある情報等に限り不開示とするとの観点に立つて立案を行っているものであり、こうした規定は必要であると考えております。

大蔵省不祥事に関する調査結果の全容を報告すべきではないかというお尋ねもありました。

調査結果については、行き過ぎがなかったか調べ処分を行うという今回の調査の目的に沿い、倫理規程制定時期との関係、職務上の関係者との関

係、会食等の反復継続度合いを踏まえ、全体の姿がわかるような形で大蔵省において発表したと承知しております。

次に、手数料についてのお尋ねがありました。開示請求権制度の運用には相当の費用を要することから、制度の利用者にその公平な負担をしていただくことは必要であると考えます。手数料の金額については、実費の範囲内において利用しやすい金額となるよう政令で規定することとしております。

最後に、訴訟管轄についての御指摘がありました。

この問題については、一般の行政訴訟と比べた情報公開訴訟の特色と意義、訴訟遂行上の費用負担のあり方等につきさまざまな考え方がありま

す。したがって、訴訟制度全般との関連に留意し、実情を把握しつつ検討すべきものと考えております。(拍手)

(倉田栄喜君登壇)

○倉田栄喜君 瀬古議員からは、今後のよりよい情報公開法制定のために各会派で協力すべきではないかという御質問をいただきました。

日本共産党からも情報公開法が既に提出されておりますけれども、一部を除けば、私たちの案と同じ方向であると認識いたしております。したがって、本日に国民本位の、利用者のためのできるだけよい法律ができますよう、各会派で協力できればと思います。

何より、この法律は行政の情報開示を求める法律であって、本来的に政府案という閣法ではなく、議員立法として、衆法という形で成立させるべきものではないでしょうか。行政みずからが行

政情報についての法律をつくることは、よく指摘されますように、みずからの身をみずから料理することであって、見事な料理ができると思う国民は少ないのではないのでしょうか。まないたの上のコイがみずから包丁を握ることによる弊害を許してはならないと思います。

その意味で、党派を超えて、各会派共同していい法律にする、国会としての責務があると思ひます。このことを特に与党の議員の皆様方にお願いをいたしまして、お答えしたいと思います。

(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 辻元清美君。

(辻元清美君登壇)

○辻元清美君 私は、社会民主党・市民連合、自由民主党及び新党さきがけを代表しまして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、いわゆる情報公開法について質問いたします。

まず初めに、十七年前、一九八一年に情報公開法を求める市民運動が発表した情報公開権利宣言の一文を紹介したいと思います。

国民の目と耳が覆われ、基本的な国政情報から隔離される時、いかなる惨禍に見舞われるかは、過去の戦争をととして私たちが痛切に体験したところである。

すでに周知のように、公害・薬害等により国民の生命、健康、安全は脅かされ傷つけられてきたが、政府省庁による情報の不当な操作や秘匿がなければ、それらの原因は速やかに究明され被害も最小限にいとめられていたはずであ

る。さらに、ロッキード事件をはじめ頻発する高官汚職や公費の乱費も、密室政治を原因とするものであり、いまなお真相は濃い霧のなかにある。これが国民を主権者とする国政と呼べる状況であらうか。

これは十七年前に書かれたものです。しかし、果たして現在、この状況がよくなっているかと私たちは胸を張って言えるでしょうか。国民を真の主権者とする国政と呼べる状況をつくり出すためには、情報公開法制定は私たちにとって急務であると言わざるを得ません。

情報公開法制定は、村山政権のときに道筋がはっきりとつけられ、その結果、政府原案が国会に提出の運びとなった経過を踏まえ、十分審議を尽くし、早期制定を目指すという立場で、政府原案について橋本総理に質問させていただきま

まず、法の目的に、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」として、説明責任、すなわちアカウンタビリティの観点が貫かれています。行政の責任を明らかにしているわけですが、他方、市民の一人一人の知る権利が明記されていないのはなぜでしょうか。

また、行政改革委員会が一九九六年十二月に出した意見によると、「国民による行政の監視・参加の充実に資することを目的とする」となっていました。今回の法案では監視・参加という言葉が抜けていますが、なぜでしょうか。

平成十年四月二十八日 衆議院会議録第三十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案外一案の趣旨説明に対する辻元清美君の質疑

たび重なる不祥事が続く特殊法人が今回の情報公開法の対象から除かれているのは指摘のとおりであります。アメリカ、デンマーク、フランス、オランダでは政府関係法人が、韓国でも政府が納入資本金の五割以上を出資した銀行、公社などが対象となっています。イギリスの白書でも、エージェンシーなど政府関係法人を対象とすることが提案されています。与党三党間で協議の上、国会審議を通じて、本法制定後二年以内に所要の法案を国会提出する旨附則に明記することを合意したところでありますけれども、政府としての御見解はいかがでしょうか。

さて、情報公開というからには、あらゆる情報が原則として公開されなければなりません。法案には、不開示情報や、あるとないとも言えないという存否応答拒否の規定があります。外交や防衛にかかわる情報を初め、原則公開を徹底する必要があります。また、結果だけを知らせるのではなく、決定に至るプロセスを国民が知ることは、よりよい行政にするために重要なことだと思われま

報をいっどこにいても簡単に入手できるようにし

なければ、行政が説明責任を果たしたとは言えません。そのため、情報を手に入れるために膨大な費用がかかるようでは問題です。手数料は、制度の利用者が利用しやすい額の実費の範囲内とすべきと考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

次に、市民が利用しやすい制度、運営を確保する観点から幾つか御質問させていただきます。

まず、不服審査会の果たす役割は非常に重要だと考えられます。なぜなら、こういう情報が知りたい、それは不開示情報で出せません、いやそれはおかしい、何で隠すんやという事態は必ず起こるからです。現実には、地方自治体を相手取った訴訟が起こされています。そのため、不服審査会の審査に当たっては、委員が地方に出向いて意見を聞く仕組みを活用すべきです。不服審査会での審理や訴訟においては、インカメラ審理、ポーソン・インデックスの作成を義務づけるなどの措置をとるべきです。また、不服審査会及び訴訟において、行政機関などは不開示理由の立証責任を負うべきだと考えますが、総理はいかがでしょう。

次に、不開示請求した情報が不開示処分となった場合、請求者にはその処分に対して裁判によって救済が担保されなければならないと思います。政府案には訴訟管轄について特に規定されていませんが、その処分の取り消しを求める訴訟の多くは、東京地裁、高裁で行われるのではないのでしょうか。とすると、東京以外の地方在住者にとって、取り消しを求める権利救済が実際上狭められることにはならないでしょうか。

例えば、埼玉県浦和市に住んでいる人と、総理

のふるさと岡山県に住む人がそれぞれ訴訟を起こしたとしましょう。その場合の東京までの往復交通費を、仮に一審十回、二審五回として、原告一名、代理人二名として算出してみました。すると、浦和市からの場合は四万五千円ですけれども、岡山からだと約百六十万円になってしまいます。これでは、地方在住者の知る権利や裁判を受ける権利を事実上制限するものになってしまっていると思いませんか。原告の居住地でも裁判できることについてどのようにお考えでしょうか、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

また、アメリカも韓国も電子メールによる情報公開請求を認めるなど、インターネット時代に対応した情報公開法になっております。日本もその方向で進めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、先ほど紹介しました情報公開権利宣言の締めくくりに部分を紹介して、私の質問を終わります。

アメリカ合衆国憲法制定者の一人ジェームス・マディソンは、民主主義保障の条件として、政府の行為に参加する自由を指摘するに当たり、「人民が情報を持たず、またそれを獲得する手段を持たぬ人民の政治は、道化芝居の序幕か悲劇の序幕であり、あるいはその双方以外の何ものでもない」と述べた。また、一九七九年わが国も批准した国際人権規約は、表現の自由の権利は「国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」と規定している。

私たちは、知る権利を具体的に保障する制度が人権と民主主義に不可欠であることを確信し、すべての公的情報を自由に請求し利用する

権利を持つことをここに厳粛に宣言する。
以上で、私の代表質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 辻元議員にお答えを申し上げます。

まず、国民の知る権利の明記についてお尋ねがありました。

行政改革委員会の意見におきましては、いわゆる知る権利という概念について、憲法上さまざまな理解の仕方があることなどから、知る権利という言葉は用いないとされたものであり、政府としては、この意見に沿って法案を立案したところでありました。

次に、いわゆる行政の監視・参加の文言を用いていないという点についてお尋ねがありました。行政改革委員会の意見の趣旨を的確に表現するために、実際に法律に用いられている監視・参加の使い方や意味を調べた上で、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」としたものであります。

次に、特殊法人の情報公開についてお尋ねがありました。

特殊法人につきましては、それぞれ法的性格、業務内容などがさまざまであることから、本法を直接適用せず、政府に対し法制上の措置等を講ずべきことを明らかにしております。また与党三党の合意により、本法制定後二年以内に所要の法律案を国会に提出することを附則に明記することとされております。国会での御審議を踏まえ誠実に対応してまいります。

また、行政文書の原則公開の徹底についてもお尋ねがありました。

法案におきましては、審議、検討などに支障がある情報など、一定の合理的な理由に基づき不開示とする必要がある情報が記録された行政文書以外の行政文書について行政機関の長は開示しなければならぬとしており、不開示とされる場合は限定されたものになっていくと考えています。また、適用除外文書は登記簿など独自の体系的な開示制度として確立しているものに限定し、整備法案により所要の改正措置を講じてまいります。

それから、手数料についての御指摘がありました。

開示請求制度の運用には相当の費用を要することから、制度の利用者にその公平な負担をしていただくことが必要だと考えますが、手数料の金額については、実費の範囲内において利用しやすい金額となるよう政令で規定することとしたしております。

次に、不服審査会の制度等についてのお尋ねがありました。

審査会については、審査会の判断でインカメラ審理等を求めるなど、適切な審理が行われる制度としております。訴訟制度上のインカメラ等の課題につきましては、与党三党の合意を踏まえ、実情を把握しつつ検討を行うこととしております。また立証責任については、情報公開に関する裁判例では、一般的に被告行政庁が負うこととされております。

それから、訴訟管轄について御指摘がありました。

この問題につきましては、一般の行政訴訟と比べた情報公開訴訟の特色と意義、訴訟遂行上の費用負担のあり方等につきさまざまな考え方があり

ます。したがって、訴訟制度全般との関連に留意し、実情を把握しつつ検討すべきものだと考えております。

最後に、インターネット時代に対応した情報公開のお尋ねがありました。

この法案では、開示請求の対象にいわゆる電子情報も含めたほか、電子的な方法による開示についても検討していくこととしております。請求手続については、法律上の権利義務関係に係るものであることから書面の提出といたしました。が、電子申請も将来的な課題と考えております。

(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
外務大臣 小淵 恵三君
大蔵大臣 松永 光君
運輸大臣 藤井 孝男君
国務大臣 小里 貞利君

出席政府委員

総務庁長官官房 瀬上 信光君
審議官

○議長報告

(通知書受領)

一、去る二十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判所法の一部を改正する法律

司法試験法の一部を改正する法律

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

特許法等の一部を改正する法律

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

社会保険労務士法の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、昨二十七日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長事務代理 渋谷 實

(政府委員任命)

一、昨二十七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十七日議長において承認した渋谷實

を、同日第四百十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨二十七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(外務省経済局長)大島正太郎の第四百十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二十四日、商工委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 大島 章宏君(理事伊藤達也君去る二十日委員解任につきその補欠)

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

解任

補欠

柿澤 弘治君

大石 秀政君

阪上 善秀君

菅 義偉君

下地 幹郎君

渡辺 喜美君

森田 健作君

大野 松茂君

山中 燦子君

福島 豊君

松本 善明君

中島 武敏君

大石 秀政君

柿澤 弘治君

大野 松茂君

森田 健作君

菅 義偉君

阪上 善秀君

渡辺 喜美君

下地 幹郎君

福島 豊君

山中 燦子君

中島 武敏君

松本 善明君

文教委員

解任

補欠

渡辺 博道君

望月 義夫君

厚生委員

解任

補欠

戸井田 徹君

菅 義偉君

山下 徳夫君

赤城 徳彦君

城島 正光君

生方 幸夫君

藤井 裕久君

米津 等史君

赤城 徳彦君

坂井 隆憲君

坂井 隆憲君

山下 徳夫君

菅 義偉君

戸井田 徹君

生方 幸夫君

城島 正光君

米津 等史君

藤井 裕久君

商工委員

解任

補欠

新藤 義孝君

渡辺 博道君

原口 一博君

松沢 成文君

大森 猛君

中林よし子君

渡辺 博道君

菅 義偉君

松沢 成文君

田中 甲君

菅 義偉君

新藤 義孝君

田中 甲君

原口 一博君

中林よし子君

大森 猛君

労働委員

解任

補欠

保利 耕輔君

栗原 博久君

栗原 博久君

保利 耕輔君

建設委員

解任

補欠

松本 和那君

滝 実君

目片 信君

奥山 茂彦君

奥山 茂彦君

目片 信君

滝 実君

松本 和那君

議院運営委員

解任

補欠

川内 博史君

近藤 昭一君

近藤 昭一君

川内 博史君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

解任

補欠

栗屋 敏信君

生方 幸夫君

外務委員

解任

補欠

西田 猛君

榎藤 恒夫君

商工委員

解任

補欠

榎藤 恒夫君

河村たかし君

通信委員

解任

補欠

河村たかし君

西田 猛君

(特別委員解任及び補欠選任)
一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

解任

補欠

熊谷 市雄君

渡辺 具能君

谷 洋一君

稲葉 大和君

戸井田 徹君

佐藤 勉君

松本 和那君

松田 仁君

田中 慶秋君

枝野 幸男君

平野 博文君

辻 一彦君

古川 元久君

今田 保典君

大口 善徳君

山中 燦子君

佐々木洋平君

松浪健四郎君

平賀 高成君

瀬古由起子君

渡辺 具能君

菅 義偉君

枝野 幸男君

佐々木秀典君

今田 保典君

末松 義規君

佐々木秀典君

川内 博史君

川内 博史君

松崎 公昭君

稲葉 大和君

谷 洋一君

佐藤 勉君

戸井田 徹君

菅 義偉君

熊谷 市雄君

松田 仁君

松本 和那君

末松 義規君

古川 元久君

辻 一彦君

平野 博文君

松崎 公昭君

田中 慶秋君

山中 燦子君

大口 善徳君

瀬古由起子君

佐々木洋平君

平賀 高成君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

解任

補欠

左藤 恵君

北橋 健治君

(政治倫理審査委員会委員解任及び補欠選任)
一、去る二十四日、議長において、次のとおり委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理審査委員会委員

解任

補欠

中野 清君

漆原 良夫君

(議案提出)
一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

(議案受理)

一、去る二十四日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

被災者生活再建支援法案

一、去る二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)(参議院送付)

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第四百四十回国会衆法第二二二号)(参議院送付)

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第四百四十回国会衆法第二二二号)(参議院送付)

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第四百四十回国会衆法第二二二号)(参議院送付)

院送付)

スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四十回国会衆法第二三三号)(参議院送付)

以上三件 文教委員会 付託

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号) 建設委員会 付託

被災者生活再建支援法案(参議院提出、参法第三号) 災害対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十四日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

裁判所法の一部を改正する法律案

司法試験法の一部を改正する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業

業者への移転の促進に関する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(第四百四十回国会内閣提出、本院継続審査)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

組織犯罪対策法案と死刑に関する質問主意書(保坂展人君提出)

ヤコブ病問題に関する質問主意書

「わたしの ゆめを ぜんぶ けそうとしている

まっくらに なっていくのが こわい」

滋賀県甲西町に在住しているヤコブ病患者の谷たか子さんの日記です。この日記をさかいに谷さんは話すことも書くこともできなくなりました。

谷さんは、一九八九年一月に脊髄空洞症の治療でヒト乾燥硬膜を移植、一九九六年五月にヤコブ病と診断されました。

医原性ヤコブ病は、角膜移植・脳硬膜移植・脳下垂体ホルモン製剤・脳内深部電極の使用等の経路から発病が報告されている。

ヤコブ病は、悪性プリオンタンパクが正常なプリオンタンパクを悪性に変え脳細胞を破壊し痴呆

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員寺前巖君提出ヤコブ病問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石井啓一君提出霧細企業に対する厚生年金保険の適用及び公的年金の信頼確保に関する質問に対する答弁書

平成十年四月二日提出

質問 第二二二号

ヤコブ病問題に関する質問主意書

提出者 寺前 巖

かれています。

病気を治すための治療によって不治の病にかかり、一二年で死にいたらしめる。このことに悲しみと怒りをおぼえるのは当然である。

ヤコブ病は、非加熱製剤の使用によって、多数のHIV感染者をだし、エイズを発病して死亡させているのと全く軌を一にするものであり、国の責任が問われている。

よって以下、質問する。

(1) 厚生省の緊急調査研究班及び公衆衛生審議会成人病難病対策部会専門委員会の調査によれば、ヤコブ病患者八九一人のうち五四人が、ヒト乾燥硬膜の移植者であることが明らかになった。しかし、この患者数はヤコブ病患者を対象にした調査である。

全国でヒト乾燥硬膜の移植件数は、年間二万人、合計約五〇万人といわれている。ヒト乾燥硬膜について、政府が承認した一九七三年七月以降、毎年の販売量、販売金額及び移植件数は何件と政府は掌握しているのか。また、この移植者全体について追跡調査をすべきと考えるかどうか。

とりわけ、緊急を要する問題として患者を発生させたのと同じロット(プリオン)により汚染されたと思われる原材料を用いた、あるいはそれらと混合した可能性のあるものを用いた患者の追跡調査をすべきだと考えるかどうか。

(2) 医原性ヤコブ病は硬膜以外からも発症している。その面からの調査も必要だと考えるかどうか。

米・英・仏などの各国では、ホルモン製剤についてのヤコブ病発症の報告があるが、日本で

は文献も、また厚生省緊急調査班の調査でも報告がないが、これは何故か。

日本でのホルモン製剤使用者の追跡調査は、どのようにされているのか。その結果はどうか。日本では、外国で発症したのと同じ製剤は使われていなかったのかどうか、使用実態はどうなっているのか。

(3) 患者にとってヤコブ病の早期診断、発症予防、治療法の解明は、緊急で切実な要求である。また患者の医療、看護、介護、福祉面の研究も含め研究体制の強化が必要だと考えるかどうか。

厚生省の緊急調査班は解散したと聞くが何故か、むしろ再編強化すべきではないか。

(4) 無動・無言という患者の病状からみて家族の介護は、厳しい状況におかれている。この面からの支援と援助が必要だと考えるかどうか。

(5) 日本における硬膜移植によるヤコブ病患者は、世界の患者の約七割を占めている。なぜ、日本における発生率が高いのか。以下の経過がそれを示している。

一九七三年七月、厚生省がドイツB・ブラウン社のヒト乾燥硬膜ライオデュラを、医療用具として輸入・販売の承認を行った。

一九八七年二月、米国疾病管理センター(以下「CDC」)が、国内女性をB・ブラウン社製の硬膜移植によりヤコブ病に感染したとする世界初の症例を報告。

一九八七年四月、米国食品医薬品局(以下「FDA」)が、B・ブラウン社製品は、消毒が不十分で安全管理が不十分であるとして、米国内の病院に対し廃棄警告をおこない、同社製品を事実上輸入禁止にした。

一九八七年五月、B・ブラウン社が安全性を高めるためアルカリ処理(不活化処理)をした。

一九八七年、CDCが発行している「MMWR」というウィークリーレポートをCDCが全世界に送付。レポートの内容は、移植をうけた二カ月後にヤコブ病で死亡した、二八才の女性についてCDCとFDAが調査。移植材料は、B・ブラウン社のライオデュラという商品で、同社は複数の個体から製造しているため、提供者が固定できない。一九九七年四月、FDAはB・ブラウン社に対し、2000台のロットのライオデュラの廃棄を命令した。

一九八七年八月、JAMA(日本語版)ウィークリーレポートを翻訳紹介している。

一九八七年、国立予防衛生研究所の北村氏(当時、腸内ウイルス部長が、日本の医学雑誌「臨床とウィルス」に、JAMAウィークリーレポートを連載で翻訳紹介している。

一九九一年、新潟大学付属病院の医師が、硬膜移植感染の疑いがある国内初症例を論文発表。

一九九七年三月、WHOがヒト乾燥硬膜を使用しないよう勧告した。

一九九七年三月、厚生省がヒト乾燥硬膜の使用中止、回収命令をだした。

厚生省は、国際的に権威のあるウィークリーレポートやJAMA、「臨床とウィルス」などを講読しており、ヒト乾燥硬膜ライオデュラが危険な医療用具であることを、以上の経過をみるまでもなく充分知っていたはずである。

一九九一年には、日本国内で初症例も発表さ

れている。それにもかかわらず一九九七年三月、WHOの勧告まで何ら処置を取らなかった責任は大きい。

アメリカでは一つの症例で廃棄処置をした。ところが厚生省は、アメリカの廃棄処置から九年間、見直し機会が何度となくあったにもかかわらず、何ら手をうたず放置したことが、日本での硬膜移植によるヤコブ病患者が世界の七〇%という最悪の結果を生み出した原因である。

これは、サリドマイド、スモン、HIV等これら薬害発生の構図と何ら変わらない。

HIV和解後の「医薬品による健康被害の再発防止対策について」という厚生省プロジェクトチームの報告書にも、「国民の生命や健康に直結する分野ではつねに鋭敏な危機管理意識をもち国民の視野に立つて、政策決定に最善を尽くすとともに、その後の知見の蓄積や状況の変化等があった場合には政策を機動的、弾力的に見直すことや米国のFDAやCDC、WHO等との連携と迅速な情報収集の必要性」を明確にしている。

① 医療用具として輸入・販売承認した時点でどのような審査をしたのか、この製品が臓器の一部であることのリスクをなぜ考えなかったのか。

② B・ブラウン社のライオデュラは製品ロット番号不明など不十分な製品管理が指摘されている。承認したのちの指導責任をどう考え、どう改善するのか。

③ B・ブラウン社のようなアルカリ処理で

は、プリオンが完全に不活化されないという九州大学の立石教授らの実験報告がある。そのことについてどう考えるのか。

④ 厚生省の関係者は、MMWRやJAMA、「臨床とウイルス」に掲載されているヒト乾燥硬膜によるヤコブ病の危険性をいつ、誰が知ったのか。知った時点で、どのように考えたのか。一九八七年、CDCの報告のあった時点で、厚生省の内外にヒト乾燥硬膜によるヤコブ病の危険性を指摘する人はいなかったのか。

⑤ 政府は、乾燥硬膜ライオデュラを医療用具として輸入・販売の承認をした以上、その結果生じた被害に対し、責任を認め被害者に謝罪し、完全な救済を行う立場で解決すべきだと考えるがどうか。

内閣衆質一四二第二号
平成十年四月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員寺前巖君提出ヤコブ病問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員寺前巖君提出ヤコブ病問題に関する質問に対する答弁書

(1)について

厚生省として、お尋ねのヒト乾燥硬膜の毎年の販売量及び販売金額については、把握していないが、ヒト乾燥硬膜の輸入販売業者である日本ビー・エス・エス株式会社において、同社が

薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号)第二十三条において準用する同法第十四条第一項の規定による承認を得て輸入したドイツのB・プラウン社のヒト乾燥硬膜の枚数は、昭和四十八年から平成八年までの間に約四十万枚から五十万枚程度と推測していると承知している。また、厚生省として、お尋ねのヒト乾燥硬膜の移植件数については、把握していない。

御指摘の移植を受けた者の追跡調査については、クロイツフェルト・ヤコブ病の発症前においては、その原因と考えられる異常プリオンたんばく質に感染しているか否かの判定が医学的に不可能であること等から、厚生省としては、全医療機関を対象に発症の段階で患者の発生状況等を把握するという手法による「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその類縁疾患調査」(以下「類縁疾患調査」という)を引き続き実施することによって、クロイツフェルト・ヤコブ病の実態の把握に努めてまいりたい。

なお、厚生省の特定疾患調査研究事業において設置されたクロイツフェルト・ヤコブ病等に関する緊急全国調査研究班(以下「緊急全国調査研究班」という)が平成八年に実施した「クロイツフェルト・ヤコブ病等に関する緊急全国調査」(以下「緊急全国調査」という)及び類縁疾患調査においてクロイツフェルト・ヤコブ病と報告された患者に使用されたヒト乾燥硬膜のロットは、特定できない。

(2)について

緊急全国調査及び類縁疾患調査においては、ホルモン製剤の投与等ヒト乾燥硬膜を使用した手術以外を原因とするものについても調査対象

としたところであるが、ホルモン製剤の投与歴のあるクロイツフェルト・ヤコブ病患者の発症事例は報告されていない。

御指摘の諸外国において報告されているホルモン製剤の使用によるクロイツフェルト・ヤコブ病の発症事例は、ヒト下垂体由来成長ホルモンの使用によるものであるが、厚生省としては、文献調査により、これらの事例は米国、イギリス又はフランスの特定の研究機関で精製されたヒト下垂体由来成長ホルモンの使用による事例に限定されているものと承知している。我が国の文献又は調査においてホルモン製剤の投与歴のあるクロイツフェルト・ヤコブ病の発症事例の報告がないのは、これらのホルモン製剤について薬事法に基づく輸入の承認が行われていないことから、これらのホルモン製剤が我が国に輸入されていないことによるものと考えられる。

御指摘の追跡調査については、実施していないが、御指摘の発症事例と同じホルモン製剤については薬事法に基づく輸入の承認が行われていないことから、我が国においては使用されていないものと考ええる。

(3)について

クロイツフェルト・ヤコブ病については、昭和五十一年から厚生省の特定疾患調査研究事業の中で調査研究を進めているところであり、お尋ねの研究については、現在、遅発性ウイルス感染研究班及び特定疾患に関するQOL研究班において行われているところである。平成十年度においては、特定疾患に関するQOL研究班に係る予算を大幅に増額するとともに、クロイ

ツフェルト・ヤコブ病の原因と考えられる異常プリオンたんばく質に關し、「家族性プリオン病及び外因性プリオン病の発症遅延方策に関する介入研究」を特定疾患調査研究事業の重点研究の課題の一つとして指定することにより、研究体制の強化を図ったところである。

御指摘の緊急全国調査研究班は、いわゆる狂牛病問題を契機に平成八年度の研究班として設置され、近年のクロイツフェルト・ヤコブ病患者数の動向や狂牛病との関連性が疑われている新型クロイツフェルト・ヤコブ病患者の有無等を把握するため、全国的な疫学調査を行い、平成九年三月に報告書を取りまとめたところである。厚生省においては、引き続き疾患の発生等に関する情報を的確に収集し、新型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生状況を把握するため、平成九年二月に公衆衛生審議会成人病難病対策部会にクロイツフェルト・ヤコブ病等専門委員会を設置し、類縁疾患調査を実施しているところである。

(4)について

厚生省においては、発症から半年以内に自発運動はほとんどなくなり寝たきりの状態になるクロイツフェルト・ヤコブ病の特性にかんがみ、クロイツフェルト・ヤコブ病が原因となつて介護を要する状態となつた者について、平成元年から「難病患者地域保健医療推進事業の実施について」(平成元年八月四日付け健発第九百五十号厚生省保健医療局長通知)に基づく難病患者地域保健医療推進事業の対象として都道府県を実施主体とする医療相談、訪問診療等の事業を、また、平成九年一月から「難病患者等居宅生活支援事業の実施について」(平成八年八

月二十六日付け健発第七百九十九号厚生省保健医療局長通知)に基づく難病患者等居宅生活支援事業の対象として市町村を実施主体とする訪問介護員の派遣、短期入所、日常生活用具の給付等の事業を推進してきたところである。平成十年度においては、難病患者地域保健医療推進事業を拡充して新たに難病特別対策推進事業を創設し、都道府県において、重症難病患者の入院の受入れのため、拠点病院及び協力病院による医療提供体制を確保するとともに、都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区において、在宅の難病患者の生活の質の向上を図るため、在宅療養支援計画の策定及び評価、訪問相談事業の実施等在宅療養支援体制を大幅に強化することとしている。また、平成九年一月に「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二四十二号厚生省公衆衛生局長通知)に基づく特定疾患治療研究事業の対象疾患としてクロイツフェルト・ヤコブ病を指定したところであり、同月から患者の医療保険制度による自己負担部分について公費負担が行われているところである。

(5)の①について

お尋ねのB・ブラウン社のヒト乾燥硬膜に係る輸入の承認については、昭和四十八年当時の薬事法第二十三条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、その名称、成分、分量、用法、用量、効能及び効果を審査して行ったところであるが、当時においては、クロイツフェルト・ヤコブ病に關しては、その発症原因に關する病原体プリオン仮説もまだ提唱されておらず、異常プリオンたんぱく質に汚染された

ヒト乾燥硬膜によってクロイツフェルト・ヤコブ病が伝播するおそれがあることについての知見が全くなかったことから、このような知見を前提とした審査は行われていなかったところである。

(5)の②について

米国疾病対策予防センター(以下「CDC」という。)によりヒト乾燥硬膜の移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に關する世界で最初の報告(以下「第一症例報告」という。)が行われた昭和六十二年当時、御指摘のライオデラの輸入販売業者であった日本ビー・ビー・エム株式会社は、厚生省に対し、ライオデラによるクロイツフェルト・ヤコブ病の発症が疑われる症例についての報告をしておらず、プリオンたんぱく質を不活化するための水酸化ナトリウム処理工程の導入についても報告していない。

日本ビー・エス・エス株式会社は平成八年六月に、平成三年七月から平成八年二月までの間に輸入したライオデラについて自主回収する旨の記者発表を行ったが、厚生省としては、平成九年三月二十七日に世界保健機関(WHO)が「ヒト硬膜の移植例から五十例以上のクロイツフェルト・ヤコブ病が発症していること」にかんがみ、今後ヒト硬膜を使用しないこととの勧告を行ったのを踏まえて、直ちに同月二十八日付けで日本ビー・エス・エス株式会社等に対し、薬事法第六十九条の二の規定に基づき、ヒト乾燥硬膜の販売等の一時停止、回収及び納入医療機関に対して直ちにヒト乾燥硬膜の使用を停止すべき旨の連絡を行うことを内容とする緊急命令を発したところである。

医療用具の輸入販売業者に対する輸入の承認後の品質の確保に關する指導については、厚生省において、平成六年四月から「輸入医薬品及び医療用具の品質確保に關する基準」(平成五年四月十九日付け薬発第三百八十号厚生省業務局長通知)に基づき、医療用具輸入販売責任技術者の業務の明確化、製品標準書及び品質保証基準書の作成等について指導の徹底を図っているところである。

(5)の③について

平成八年八月に開催された中央薬事審議会伝達性海綿状脳症対策特別部会においては、御指摘の実験報告についても審議の対象とした上で、「ヒト乾燥硬膜の製造会社はドイツに二社あり、現在は、クロイツフェルト・ヤコブ病、B型肝炎、C型肝炎等に罹患している可能性のあるドナーを排除する基準及びクロイツフェルト・ヤコブ病の病原物質と考えられるたんぱく質の一種であるプリオンを不活化する水酸化ナトリウム処理工程を導入して」あり、「データ、プロセス及び両社からの説明による限り、現在適用されている安全対策により、現在供給されているヒト乾燥硬膜は、臨床的には安全と考えられる」との評価が行われたところである。

(5)の④について

厚生省において、第一症例報告が行われた昭和六十二年当時、保健医療局において疾病対策を担当していた職員及び感染症対策を担当していた職員並びに業務局において医療用具の審査を担当していた職員及び安全対策を担当していた職員に対する調査を行ったが、当該職員の中で第一症例報告、昭和六十二年四月の米国食品

医薬品局(FDA)のヒト硬膜移植材料に關する安全警告等ヒト乾燥硬膜とクロイツフェルト・ヤコブ病との關係に關する情報について、当時何らかの認識を有していた者は確認されていない。

また、厚生省においては、(3)について述べたとおり、昭和五十一年から伝達性ウイルス感染研究班を設置し、クロイツフェルト・ヤコブ病等の疾患について調査研究を行っているところであるが、昭和六十二年当時、第一症例報告に關するCDCの週報(以下「MMWR」という。)、米国医師会雑誌(JAMA)の論文等について、当該研究班の班員から厚生省に報告がなされたことは確認されていない。

昭和六十二年当時、国立予防衛生研究所(当時)においては、MMWRを入手し、これに掲載された記事のうち重要と認識されたものについては、同研究所が毎月発行している「病原微生物検出情報」に掲載することとしていた。厚生省において「病原微生物検出情報」の当時の編集関係者等に照会したところ、当時の編集責任者であった同研究所ウィルス中央検査部長(当時)から、「昭和六十二年二月及び同年六月のMMWRのヒト乾燥硬膜移植後のクロイツフェルト・ヤコブ病関連の記事については、当該記事を掲載するかどうか所内の編集会議で検討したが、当時、クロイツフェルト・ヤコブ病は発症原因としてのプリオン説がまだ確立しておらず、ヒトへの感染機構、病因論自体が極めて不明瞭であり、当該記事にも病原体及び病原診断としての情報が含まれていなかったことから、掲載する必要性の高いものとの認識はなく、編

集責任者の判断でしばらく状況をフォローして
みることにしたと思う。上の回答があり、こ
のほかにも当該記事について、当時「病原微生
物検出情報」の編集会議以外の所内の研究会で
話題にしたことを記憶していると回答した者が
いたが、当該記事について厚生省の担当部に
対して情報提供を行ったことを記憶していると
回答した者はいなかった。また、同年十月に発
行された「臨床とウイルス」第十五巻第三号に
は、当時の同研究所内ウイルス部長による同
年六月のMMWRのクロイツフェルト・ヤコブ
病に関連した記事の要約が掲載されているが、
厚生省においてこの者に照会したところ、その
内容について厚生省の担当部局に対して情報提
供を行ったことはいないとの回答があったところ
である。

(5)の⑤について

現在、ヒト乾燥硬膜の移植によってクロイツ
フェルト・ヤコブ病を発症したと主張する患
者、遺族等から国、輸入販売業者等に対し損害
賠償を求める訴訟が、東京地方裁判所及び大津
地方裁判所に七件提訴されているところであ
り、御指摘の政府の責任及び被害者の救済の問
題は、これらの訴訟において裁判所の判断を仰
いだ上で解決されるべき問題と考えている。な
お、これらの訴訟の中で最も早い時期に提訴さ
れた事案において、被告である国は、当該事案
に係るヒト乾燥硬膜移植手術までに厚生大臣が
ヒト乾燥硬膜について薬事法第六十九条の二の
規定に基づく使用禁止等の措置を講じなかった
ことが、国家賠償法(昭和二十二年法律第百二

十五号)第一条第一項の適用上違法ということ
はできない旨の主張を行っているところであ
る。

平成十年四月十七日提出
質問 第二六号

零細企業に対する厚生年金保険の適用及び公
的年金の信頼確保に関する質問主意書

提出者 石井 啓一

零細企業に対する厚生年金保険の適用及び
公的年金の信頼確保に関する質問主意書
現在、我が国の経済状態は、昨年から相次
ぐ大規模倒産等に見られるように非常に低迷して
いる。

殊に、中小零細企業を取り巻く経営環境は著し
く悪化しており、金融機関の貸し渋りや民間消費
の冷え込みから、一層の経営努力が必要とされて
おり、また倒産を余儀なくされたりといった例は
枚挙にいとまがない状況である。

一方、厚生年金保険は、現在、法人の被用者で
あれば原則強制加入とされているところであり、
この結果、その規模にかかわらず、給与の十二分
の一強を保険料として企業が負担することとなっ
ており、被用者も同額の負担を行わなければならない。

零細企業は、前述のとおり特に厳しい経営環境
の中での企業運営を行わなければならないが、厚生年
金の保険料負担が重荷となっており、その経営を
圧迫している現状にある。
また、零細企業の被用者にも、保険料を納付し

ても将来年金を受給することができないのではな
いかという不安から、厚生年金保険の適用を望ま
ない声が多々聞かえてくることである。

よって、零細企業における厚生年金保険の適用
の対策及び公的年金の信頼回復は、緊急を要する
と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 零細企業について、国民年金の適用を自営業
者と同様とすることを可能とすべきではないか。

二 公的年金に対する信頼を回復するための措置
を講ずるべきではないか。

内閣衆質一四二第二六号
平成十年四月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤 一郎 殿

衆議院議員石井啓一君提出零細企業に対する厚
生年金保険の適用及び公的年金の信頼確保に関
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員石井啓一君提出零細企業に対す
る厚生年金保険の適用及び公的年金の信頼
確保に関する質問に対する答弁書

一について

厚生年金保険制度は、被用者の老齢、障害又
は死亡について保険給付を行い、被用者及びそ
の遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するこ
とを目的とするものである。厚生年金保険制度
の適用範囲については、被用者には被用者一般
を対象とする公的年金制度が適用されることが

適切であることから、国民年金制度の発足によ
り国民皆年金体制となった後においても、適用
事業所の範囲拡大に関し、厚生年金保険法(昭
和二十九年法律第百十五号)附則第二条の二が
規定されるとともに、国会、関係審議会等から
政府に対し必要な措置を講ずるべきことが繰り
返し指摘されてきたところである。

昭和六十一年の厚生年金保険法の改正におい
ては、従来厚生年金保険に任意加入できることと
していた従業員が常時五人未満である事業所の
うち法人の事業所に使用される六十五歳未満の
者について厚生年金保険を強制適用することと
されたところであり、この措置は前述の厚生年
金保険制度の目的にかんがみれば妥当なものと
考えている。

二について

公的年金制度は、現在、老後の所得保障の主
柱として、国民の老後生活の安定に大きな役割
を果たしている。しかし、近年、少子・高齢化
の急速な進行、経済基調の変化等により公的年
金制度を取り巻く環境が厳しくなっている中
で、公的年金制度を長期的に安定したものとし
るためには、制度全体にわたる見直しが必要と
なっている。

このため、平成十一年に予定されている公的
年金制度改正においては、給付と負担の均衡を
確保し、将来世代の負担を過重なものとなしな
いよう制度全体の抜本的な見直しを行い、将来に
わたり安心して年金を受給できる制度を構築す
ることにより、公的年金制度に対する信頼を確
固たるものとしてまいりたい。なお、制度改正
に当たっては、年金制度の現状や課題等につい
て政府として積極的な情報開示を行うとともに

に、十分な議論を尽くし、国民の合意を得られよう努力してまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る二十四日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出子どもの国籍取得に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年五月十八日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條2を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年三月三十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
参議院議長 斎藤 十朗

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條2を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條2を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條2を改正する議定書

千九百六十六年五月十四日にリオ・デ・ジャネイロで採択された大西洋のまぐろ類の保存のため

の国際条約の締約国は、次のとおり協定した。

第一条

条約第十條2を次のように改正する。

2 締約国は、毎年、委員会の予算のために、委員会が採択する会計規則に規定される方式に従って算出された金額を提出する。委員会は、この方式を採択するに当たり、特に、各締約国について、委員会又は小委員会の構成員としての固定基本額、大西洋のまぐろ類の漁獲量(未処理の形態における重量とする。)及びこれらの魚類の缶詰製品の純重量の合計量並びに経済的發展の度合を考慮すべきである。

会計規則に規定される年次分担金の方式は、出席しかつ投票するすべての締約国の合意によつてのみ決定され又は変更されるものとし、締約国は、その案について九十日前に通報を受ける。

第二条

英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、千九百九十二年六月五日まではマドリッドにおいて、その後ローマにおいて署名のために開放しておく。もっとも、この議定書に署名しなかった大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国は、受諾書をいつても寄託することができる。同事務局長は、この議定書の認証原本を同条約の締約国に送付する。

第三条

この議定書は、締約国の四分の三による承認

書、批准書又は受諾書のうち最後の文書が国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託された後九十日で、すべての締約国について効力を生ずる。当該四分の三の締約国には、千九百九十二年六月五日において国際連合貿易開発会議により先進市場経済国に分類されているすべての締約国を含むものとする。その分類に含まれていない締約国は、同事務局長がこの議定書の採択を通報した後六箇月以内にこの議定書の効力発生を要求することができ、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十三條一第六文の規定を準用する。

第四条

会計規則に規定される各締約国の分担金の額を算出する方式は、この議定書が効力を生ずる会計年度の次の会計年度から適用する。

以上の証拠として、下名の代表者は、次の国から正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條2を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和四十一年五月に、国際連合食糧農業機関(以下「FAO」という。)により開催された大西洋のまぐろ類の保存に関する全権代表会議において、大西洋のまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能な水準に維持するための国際協力を目的として、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約(以下「条約」という。)が作成され、昭和四十四年三月に効力を生じた。

条約に基づき設立された大西洋まぐろ類保存国際委員会(以下「委員会」という。)に係る分担金については、千九百八十年代に入り、開発途上国の分担金滞納問題が顕在化し、委員会の財政事情は悪化した。

このような状況の下、平成四年六月にマドリッドで開催された条約の締約国の全権委員会において、各締約国の漁獲量等に加えて、各締約国の経済的發展の度合も新たに分担金の算出基準として考慮するように条約を改正するため、本議定書が作成された。

本議定書は、委員会に係る分担金の算出基準を改正することにより、条約の円滑な運用を促進するためのものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、毎年、委員会の予算のために、委員会が採択する会計規則に規定される方式に従って算出された金額を提出することとし、委員会は、この方式を採択するに当たり、特に、各締約国について、委員会又は小委員会の構成員としての固定基本額、大西洋におけるまぐろ類の漁獲量及びこれらの魚類の缶詰製品の純重量の合計量並びに経済的發展の度合を考慮すること。

2 会計規則に規定される年次分担金の方式は、出席しかつ投票するすべての締約国の合意によつてのみ決定され又は変更されること。

なお、本議定書は、締約国の四分の三による承認書、批准書又は受諾書のうち最後の文書がFAO事務局長に寄託された後九十日で、すべての締約国について効力を生ずることになっている。

平成十年四月二十八日 衆議院會議録第三十三号

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二六

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、大西洋におけるまぐろ漁業に関する国際協定の促進及び我が国のまぐろ漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年四月二十四日

外務委員長 中馬 弘毅
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十年三月六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一技術上の

要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この協定は、車両、その部品等に関する統一技術上の要件を定めた規則を作成し、同一の規則を適用する締約国の間で型式認定の相互承認を行うこと等について規定するものである。我が国がこの協定を締結することは、相互承認を通じて貿易の促進に資するとの見地から有意義であると認められる。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定

注 この協定の旧表題は、千九百五十八年三月二十日にジュネーブで作成された自動車

の装置及び部品の認定のための統一技術上の要件の採択並びにその認定の相互承認に関する協定である。

前文

締約国は、千九百五十八年三月二十日にジュネーブで作成された自動車の装置及び部品の認定のための統一技術上の要件の採択並びにその認定の相互承認に関する協定を改正することを決定し、

特定の車両、装置及び部品が自国及び他の締約国において使用されるために満足すべき統一技術上の要件を定めることを希望し、この要件を可能な限り自国において採用することを希望し、

他の締約国の権限のある当局がこの要件に従って認定した車両、装置及び部品の自国における使用を促進することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 締約国は、附属書一に定める手続規則に従ってすべての締約国で構成する運営委員会において、次項以下の規定に基づき、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に関する規則を作成する。必要な場合には、技術上の要件には、代替的な要件を含める。可能な場合には、技術上の要件は、性能に関するものとし、当該要件についての試験方法を含める。規則は、型式認定により規則を実施することを選択した締約国の使用のため、型式認定及びその相互承認のための条件を含む。

この協定の適用上、

「車両、装置及び部品」には、その特性が道路交通の安全、環境の保護及びエネルギーの節約に関連する車両、装置及び部品を含む。

「規則に基づく型式認定」とは、一の締約国の権限のある当局が、必要な確認を行った後、製造者が提示した車両、装置又は部品が規則に定める要件に適合することを宣言する行政上の手続をいう。その後、製造者は、市場に出す車両、装置又は部品が認定を受けた製品と同一のものとして製造されたことを認証する。

規則の適用上、型式認定に代わる行政上の手続があり得る。そのような手続であって、一般的に知られ、かつ、欧州経済委員会の一部の構成国において適用されている唯一のものは、製造者が、行政による事前の管理を受けることなく、市場に出す製品が規則に適合していることを認証する自己認証である。権限のある行政当局は、市場からの無作為抽出により、製造者が自ら認証した製品が規則に定める要件に適合していることを確認することができる。

2 運営委員会は、附属書一に定める手続規則に従いすべての締約国で構成する。規則は、附属書一に定める手続に従って作成した後、運営委員会が国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）に送付する。事務総長は、その後できる限り速やかに当該規則を締約国に通報する。

規則は、事務総長による通報の後六箇月以内に、通報時の締約国の三分の一を超える締約国が事務総長に異議を通告しない限り、採択される。

規則は、次の事項について定める。

- (a) 対象となる車両、装置又は部品
- (b) 技術上の要件（必要な場合には、代替的な要件を含む。）
- (c) 性能に関する要件についての試験方法
- (d) 型式認定（認定証の交付を含む。）及びその相互承認のための条件並びに製造の適合性を確保するための条件
- (e) 規則が効力を生ずる日

規則には、必要とときは、認定のために提示された車両、装置又は部品に関し、その型式についての試験が実施されなければならない試験

所であつて権限のある当局が指定するものに関する規定を含めることができる。

3 規則が採択された場合には、事務総長は、できる限り速やかにその旨を、異議を通告したことににより当該規則が効力を生じない締約国を明示してすべての締約国に通報する。

4 採択された規則は、異議を通告しなかったすべての締約国についてこの協定に附属する規則として、当該規則で定める日に効力を生ずる。

5 新たな締約国は、加入書を寄託する際に、その時点でこの協定に附属する規則の一部に又はいずれにも拘束されないことを宣言することができ、新たな締約国が加入書を寄託する時点で規則案又は採択された規則が2から4までに定める手続に付されている場合には、事務総長は、当該規則案又は採択された規則を当該締約国に送付するものとし、当該規則案又は採択された規則は、4に定める条件の下でのみ当該締約国について規則として効力を生ずる。事務総長は、その効力発生の日をすべての締約国に通報する。事務総長は、新たな締約国がこの5の規定に基づいて行う一部の規則の不適用に関するすべての宣言をすべての締約国に通報する。

6 規則を適用している締約国は、一年の予告により、当該規則の適用を終止する意図を有する旨をいつでも事務総長に通告することができる。事務総長は、その通告を他の締約国に送付する。行われた認定は、その認定が取り消されるまで効力を有する。

締約国は、規則に基づく認定を行うことを終止する場合にも、次のことを行う。

その終止に先立って型式認定を行った製品の製造の適合性に関し適切な管理を維持すること。

当該規則を引き続き適用する締約国から不適合についての通報を受領した場合には、第四条に定める必要な措置をとること。

第五条の規定に従い、認定の取消しについての他の締約国の権限のある当局への通報を継続すること。

既に行つた認定の変更の承認を引き続き行うこと。

7 規則を適用していない締約国は、当該規則を適用する意図を有する旨をいつでも事務総長に通告することができるものとし、当該規則は、その通告の後六十日当該締約国について効力を生ずる。事務総長は、当該規則がこの7の規定に従つて新たな締約国について効力を生じた旨をすべての締約国に通報する。

8 規則が効力を生じている締約国を、以下「規則を適用している締約国」といふ。

第二章

主として型式認定により規則を適用している締約国は、自国が技術的能力を有すること及び附属書一の規定に従い認定された型式と製品との製造の適合性を確保するための措置に満足することを条件として、規則に定める車両、装置又は部品の型式認定及び認定証の交付を行う。型式認定により規則を適用している締約国は、これらの条件が満たされない場合には、規則に定める型式認定及び認定証の交付を行わない。

第三章

前条の規定に基づいて一の締約国が型式認定を

行つた車両、装置又は部品であつて、関連する規則を適用しているあらゆる締約国の領域において又は当該型式認定を正当に行つた締約国が指定する他の国において製造されたものは、型式認定により当該規則を適用しているすべての締約国の法令に適合するものと認める。

第四章

型式認定により規則を適用している締約国の権限のある当局は、いずれかの締約国が当該規則に基づいて交付した認定証を表示した車両、装置又は部品が型式と適合しないと認める場合には、その認定を行つた締約国の権限のある当局に通報する。通報を受領した締約国は、該当する製造者の製品を認定された型式に適合させるために必要な措置をとるものとし、自国がとつた措置（必要な場合には、認定の取消しを含む）を型式認定により当該規則を適用している他の締約国に対して通報する。認定を行つた締約国は、当該認定を行つた型式についての不適合に関する情報を受領した場合において道路交通の安全又は環境が脅かされるおそれがあるときは、その状況を他のすべての締約国に通報する。締約国は、適合していない車両、装置又は部品の自国の領域内での販売及び使用を禁止することができる。

第五章

型式認定により規則を適用している締約国の権限のある当局は、自国が各月中に認定を行わず又は取り消した車両、装置又は部品の一覧表を他の締約国の権限のある当局に毎月送付するものとす。型式認定により当該規則を適用している他の締約国の権限のある当局から要請を受けた場合には、当該規則に基づいて車両、装置又は部品の認

定を行い、行わず又は取り消す決定の基礎となつたすべての関連情報の写しを当該要請を行つた権限のある当局に送付する。

第六章

1 欧州経済委員会の構成国、同委員会の付託条項8の規定に従い協議国として同委員会に参加することを認められている国及び同委員会の構成国によって設立された地域的な経済統合のための機関であつてこの協定が対象とする分野においてその加盟国から権限（当該加盟国を拘束する決定を行う権限を含む）の移譲を受けたものは、この協定の締約国となることができる。

地域的な経済統合のための機関が投ずる票数は、第一条2及び第十二条2に定める票数の決定に関し、同委員会の構成国である当該機関の加盟国の票数とする。

2 欧州経済委員会の付託条項11の規定に従い同委員会のある種の活動に参加することができる国際連合加盟国及び当該国際連合加盟国によって設立された地域的な経済統合のための機関であつてこの協定が対象とする分野においてその加盟国から権限（当該加盟国を拘束する決定を行う権限を含む）の移譲を受けたものは、この協定の締約国となることができる。

地域的な経済統合のための機関が投ずる票数は、第一条2及び第十二条2に定める票数の決定に関し、国際連合加盟国である当該機関の加盟国の票数とする。

3 千九百五十八年の協定の締約国でない新たな締約国の改正された協定への加入は、改正された協定が効力を生じた後、事務総長に加入書を寄託することによつて行う。

第七条

1 改正された協定は、事務総長が当該協定を千九百五十八年の協定のすべての締約国に送付した日の後九箇月で効力を生ずる。

2 改正された協定は、事務総長が当該協定を千九百五十八年の協定の締約国に送付した日の後六箇月以内にこれらの締約国から異議の表明がある場合には、効力を生じない。

3 改正された協定は、当該協定に加入する新たな締約国については、その加入書の寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。

第八条

1 いずれの締約国も、事務総長にあてた通告により、この協定を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務総長が1の通告を受領した日の後十二箇月で効力を生ずる。

第九条

1 第六条に定める新たな締約国は、加入書を寄託する際に又はその後いつでも、事務総長にあてた通告により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの協定を適用することを宣言することができる。この協定は、当該通告に示された領域につき、事務総長がその通告を受領した後六十日目の日から適用する。

2 第六条に定める新たな締約国であって、自国が国際関係について責任を有するいずれかの領域にこの協定を適用することを1の規定に基づいて宣言したものは、前条の規定に従い、当該領域についてこの協定を別個に廃棄することができる。

第十条

1 この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によって解決する。

2 交渉によって解決されない紛争は、紛争当事国であるいずれかの締約国が要請する場合には、仲裁に付するものとし、そのため、紛争当事国間の合意によって選定される一人又は二人以上の仲裁人に付託する。紛争当事国が仲裁の要請を行った日から三箇月以内に仲裁人の選定について合意に達することができないときは、いずれの紛争当事国も、当該紛争が決定のために付託される一人の仲裁人を指名するよう事務総長に要請することができる。

3 2の規定に基づいて任命された仲裁人が行う決定は、紛争当事国を拘束する。

11 新たな締約国は、この協定への加入の際に、前条の規定に拘束されないことを宣言することができる。その留保を付した新たな締約国との関係においては、他の締約国も、同条の規定に拘束されない。

2 1の留保を付した締約国は、事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

3 この協定又はこの協定に附属する規則については、1の留保以外の留保は認めない。もっとも、いずれの締約国も、第一条の規定に基づき、規則の一部を又はいずれをも適用しないことを宣言することができる。

第十二条

この協定に附属する規則は、次の手続により改正することができる。

1 規則の改正案は、第一条2に規定する運営委員会により、附属書一に定める手続に従って作成される。改正案には、必要な場合には、既存の要件を代替的な要件として含めることができる。締約国は、規則中のいずれの代替的な要件を適用するかを特定する。規則中の代替的な要件を適用している締約国は、当該代替的な要件より前に含められた代替的な要件に基づく認定を受け入れる義務を負わない。最新の改正のみを適用している締約国は、その前に行われた改正又は改正されていない規則に基づく認定を受け入れる義務を負わない。最新の改正より前の改正又は改正されていない規則を適用している締約国は、その後のいずれの改正に基づく認定も受け入れる。規則の改正案は、作成された後、運営委員会が事務総長に送付する。事務総長は、その後できる限り速やかにこの改正案を当該規則を適用している締約国に通報する。

2 規則の改正案は、事務総長による通報の後六箇月以内に、この通報の時に当該規則を適用している締約国の三分の一を超える締約国が事務総長に異議を通告しない限り、採択される。この期間の満了後、事務総長は、当該規則を適用している締約国の三分の一を超える締約国から異議の通告を受領しない場合には、できる限り速やかに、改正案が採択されたこと及び当該規則を適用している締約国であった異議を通告しなかったものを拘束することを宣言する。規則が改正される場合において、当該規則を適用している締約国の少なくとも五分の一が改正されていない規則を引き続き適用することを希望することを宣言するときは、改正されていない規則は、改正された規則の代替的な要件と認められ、改正された規則の代替的な要件と認められ、改正案の採択の日又はその効力発生の日から、代替的な要件として正式に規則に含まれる。この場合において、当該規則を適用している締約国の義務は、1に定めるものと同じものとする。

第十三条

3 新たな締約国が事務総長による規則の改正案の通報の時から改正の効力発生までの間にこの協定に加入する場合には、当該規則は、当該締約国によるその正式な受入れの後二箇月の間又は事務総長による当該締約国への改正案の送付の時から六箇月の期間の満了後二箇月の間は、当該締約国について効力を生じない。

この協定及びその附属書は、次の手続により改正することができる。

1 いずれの締約国も、この協定及びその附属書の改正を提案することができる。改正案は、事務総長に送付されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付し、かつ、第六条1の国で締約国でないものに通報する。

2 1の規定に従って配布された改正案は、事務総長によるその配布の日の後六箇月以内にいずれの締約国からも異議の表明がない場合には、承認される。

3 事務総長は、改正案に対する異議の表明があったかをできる限り速やかにすべての締約国に通報する。改正案は、これに対する異議の表明があった場合には、承認されず、いかなる効力も有しない。異議の表明がなかった場合には、改正は、2に定める六箇月の期間の満了後三箇月ですべての締約国について効力を生ずる。

第十四条

事務総長は、締約国に対し、第一条、第十二条及び前条に規定する通報のほか、次の事項の通報を行う。

- (a) 第六条の規定に基づく加入
- (b) この協定が第七条の規定に従って効力を生ずる日
- (c) 第八条の規定に基づく廃棄
- (d) 第九条の規定に従って受領した通告
- (e) 第十一条の1及び2の規定に従って受領した宣言及び通告
- (f) 第十二条の1及び2の規定に基づく改正の効力発生
- (g) 前条3の規定に基づく改正の効力発生

第十五条

1 この協定が効力を生ずる日に新たな規則が改正されていない協定第一条の3及び4に定める採択の手續に付されている場合には、当該新たな規則は、同条5の規定に基づいて効力を生ずる。

2 この協定が効力を生ずる日に規則の改正が改正されていない協定第十二条1に規定する採択の手續に付されている場合には、当該改正は、同条の規定に基づいて効力を生ずる。

3 この協定のすべての締約国が合意する場合に、改正されていない協定に基づいて採択された規則をこの協定に基づいて採択された規則として取り扱うことができる。

附屬書一 運営委員会の構成及び手續規則

第一条

運営委員会は、改正された協定のすべての締約

国で構成する。

第二条

国際連合欧州経済委員会の事務局長は、運営委員会に事務局の役務を提供する。

第三条

運営委員会は、毎年最初の会期において議長及び副議長を選出する。

第四条

国際連合事務総長は、新たな規則又は規則の改正案を作成する必要がある場合には、欧州経済委員会の主催の下に運営委員会を招集する。

第五条

新たな規則案は、投票に付する。この協定の締約国である各国は、一の票を有する。決定を行うための定足数は、締約国の二分の一以上とする。定足数の決定に関し、この協定の締約国である地域的な経済統合のための機関は、その加盟国の票の票を投ずる。地域的な経済統合のための機関の代表は、この機関を構成する主権を有する加盟国の票を投ずることができる。新たな規則案は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で作成される。

第六条

規則の改正案は、投票に付する。規則を適用している締約国である各国は、一の票を有する。決定を行うための定足数は、当該規則を適用している締約国の二分の一以上とする。定足数の決定に関し、この協定の締約国である地域的な経済統合のための機関は、その加盟国の票の票を投ずる。地域的な経済統合のための機関の代表は、この機関を構成する主権を有する加盟国で当該規則を適用しているものの票を投ずることができる。

規則の改正案は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で作成される。

附屬書二 製造の適合性に関する手續

1 当初の評価

1.1 締約国の認定を行う当局は、型式認定を行う前に、車両、装置又は部品が認定された型式に適合して製造されるよう効果的な管理を確保するために満足すべき措置及び手續が存在することを確認しなければならない。

1.2 1.1の要件は、型式認定を行う当局が満足するよう確認されなければならない。1.1の要件は、当該当局の要請により当該当局に代わり、他の締約国の認定を行う当局によっても確認されることができる。この場合には、当該他の締約国の当局は、当該要件が満たされているか否かに関する文書であって、型式認定が行われるべき製品との関連で対象とした製造施設の概要(その所在地を含む。)を示したものを作成する。

1.3 認定を行う当局は、調和された任意規格であるISO第九〇〇二号(認定されるべき製品を対象としている。)又は1.1の要件を満たすものとして認められているこれと同等の任意規格による製造者の登録を受け入れなければならない。製造者は、認定を行う当局に対し、そのような登録の詳細を提供しなければならない。かつ、当該登録の有効性又は範囲に関するいかなる変更についても通報することによって約束しなければならない。

2 製造の適合性

2.1 この協定に附属する規則に基づいて認定された型式の車両、装置又は部品も、この附屬書及び当該規則に定める要件を満たすことにより、認定された型式に適合するよう製造されなければならない。

2.2 この協定に附属する規則に基づいて型式認定を行う締約国の認定を行う当局は、認定された型式との継続的な適合性を確認するために必要とされる試験又は関連の検査(特に、該当する場合においては、当該規則に定める試験を含む。)を特定の期間で実施するための十分な措置及び文書化された管理計画であって、認定ごとに製造者と合意するものが存在することを確認しなければならない。

2.3 認定を受けた者は、特に、次のことを行わなければならない。

2.3.1 認定された型式と製品(車両、装置又は部品)との適合性を効果的に管理する手續の存在を確保すること。

2.3.2 認定された型式との適合性を検査するために必要な試験の装置を使用可能とすること。

2.3.3 試験結果のデータを記録し及びこれに添付された文書を認定を行う当局との合意により決定される期間利用可能とすることを

規則の改正案は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で作成される。

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる型式認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

確保すること。この期間は、十年を超えてはならない。

2.3.4 製品の特性の安定性を確認し及び確保するため、工業生産における変差を考慮に入れて試験の種類ごとに結果を分析すること。

2.3.5 少なくともこの附属書に定める検査及び関連規則に定める試験が製品の種類のことに実施されるよう確保すること。

2.3.6 該当する種類の試験においていずれかの見本又は試験片が不適合を示す場合には、更なる見本の採取及び試験が行われるよう確保すること。対応する製造の適合性を回復するためにすべての必要な措置がとられなければならない。

2.4 型式認定を行った当局は、各製造施設において適用されている適合性の管理方法を用いても確認することができる。その確認の通常の頻度は、1又は1.2の規定に基づいて受け入れられた措置がある場合には当該措置に合致しなければならない。かつ、認定を行う当局の信頼の状況に応じた期間ごとに関連の管理が見直されることを確保するようなものでなければならない。

2.4.1 すべての検査において、試験及び製造の記録は、訪問する検査官のために利用可能とされなければならない。

2.4.2 検査官は、適切な試験が行われている場合には、製造者の試験所（この協定に附属

する規則が定めるときは技術機関）において試験を行うための見本を無作為に抽出することができる。見本の最少の数は、製造者による確認の結果に応じて決定することができる。

2.4.3 検査官は、管理の水準が不満足であると認められた場合又は4.2の規定を適用して実施した試験の妥当性を確認する必要があると認められた場合には、型式認定の試験を行う技術機関に送付するための見本を抽出しなければならない。

2.4.4 認定を行う当局は、この附属書又はこの協定に附属する関連規則に定めるいずれの検査又は試験も実施することができる。

2.4.5 認定を行う当局は、検査において不満足な結果が認められた場合には、できる限り速やかに製造の適合性を回復するためにすべての必要な措置がとられることを確保しなければならない。

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書
一 本件の目的及び要旨
欧州諸国を中心に、各国における車両、その部品等の型式認定についての国際的に統一され

た要件を定め、型式認定の相互承認を実現することが貿易の促進に資するとの見地から検討が行われ、昭和三十三年三月に国際連合の欧州経済委員会においてこの協定が採択され、その後、この協定は、昭和四十二年及び平成七年に改正されている。

本協定は、締約国の間で車両、その部品等に関する型式認定の相互承認を行うこと等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、すべての締約国で構成する運営委員会において、車両、その部品等に関する統一技術上の要件を定める規則を作成すること。

2 規則は、国際連合事務総長による締約国への通報の後六箇月以内に、通報時の締約国の三分の一を超える締約国が異議を通告しない限り、採択されること。

3 採択された規則は、異議を通告しなかったすべての締約国について当該規則で定める日に効力を生ずること。

4 規則を適用している締約国は、一定の要件を満たすことを条件として、規則に定める車両、その部品等の型式認定及び認定証の交付を行うこと。

5 締約国が規則に基づく型式認定を行った車両、その部品等は、当該規則を適用しているすべての締約国の法令に適合するものと認めること。

6 他の締約国から不適合の通報を受領した締約国は、該当する製造者の製品を認定された

型式に適合させるために必要な措置をとり、適合していない車両、その部品等の自国内での販売及び使用を禁止することができること。

なお、二つの附属書は、協定の不可分の一部を成し、附属書一は、運営委員会の構成及び手続規則を、附属書二は、製造の適合性に関する手続を規定している。

本協定は、昭和三十四年六月二十日に効力を生じており、我が国については加入書を国際連合事務総長に寄託の後六十日目に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、型式認定の相互承認を通じた貿易の促進に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年四月二十四日

衆議院議長 伊藤 一郎 外務委員長 中馬 弘毅

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十二年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

平成十年三月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、従前の植物の新品種の保護に関する国際条約の内容を基礎として、植物の新品種の育成者の権利について、新たな国際的統一規則によりその保護を強化することを主たる目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、育種の振興を促進することにより我が国のみならず世界の農業の発展に資するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約

目次

第一章 定義	第二十四条 法的地位及び所在地
第一条 定義	第二十五条 機関
第二章 締約国の一般的義務	第二十六条 理事会
第二条 締約国の基本的義務	第二十七条 事務局
第三条 保護の対象とすべき種類	第二十八条 言語
第四条 内国民待遇	第二十九条 財政
第三章 育成者権の付与のための条件	第九章 この条約の適用及び他の取極
第五条 保護の条件	第三十条 この条約の適用
第六条 新規性	第三十一条 締約国と従前の条約に拘束されている国との間の関係
第七条 区別性	第三十二条 特別の取極
第八条 均一性	第十章 最終規定
第九条 安定性	第三十三条 署名
第四章 育成者権の付与のための出願	第三十四条 批准、受諾、承認又は加入
第十条 出願	第三十五条 留保
第十一条 優先権	第三十六条 法令及び保護の対象とされる植物の種類、通報並びに公表される情報
第十二条 出願の審査	第三十七条 効力発生及び従前の条約への加入の禁止
第十三条 仮保護	第三十八条 この条約の改正
第十四条 育成者権の範囲	第三十九条 廃棄
第十五条 育成者権の例外	第四十条 既存の権利の保全
第十六条 育成者権の消尽	第四十一条 この条約の原本及び公定訳文
第十七条 育成者権の行使に関する制限	第四十二条 寄託者の任務
第十八条 商業を規律する措置	第一章 定義
第十九条 育成者権の期間	第一条 定義
第六章 品種の名称	この条約の適用上、
第二十条 品種の名称	(i) 「この条約」とは、植物の新品種の保護に関する国際条約のうち千九百九十一年の条約をいう。
第七章 育成者権の無効及び取消し	(ii) 「千九百六十二年・千九百七十二年の条約」とは、千九百七十二年十一月十日の追加議定書によって改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約をいう。
第二十一条 育成者権の無効	(iii) 「千九百七十八年の条約」とは、植物の新品種の保護に関する国際条約のうち千九百七十八年十月二十三日の条約をいう。
第二十二条 育成者権の取消し	(iv) 「育成者」とは、次の者をいう。 品種を育成し又は品種を発見しかつ完成させた者 締約国の法令に定めがある場合には、当該者の使用者又は当該者にその作業を委託した者
第三章 同盟	(v) 「育成者権」とは、この条約に定める育成者の権利をいう。
第二十三条 同盟国	(vi) 「品種」とは、既に知られている最下位の植物学上の一分類群に属する植物の集合であって、遺伝子型又はその組合せによって生ずる特性によって特定することができ、これらの特性のうち一以上の特性により他のすべての植物の集合と区別することができ、かつ、変化なく増殖させることが可能であるという点で一単位とみなすことができるもの（育成者権の付与のための条件をすべて満たしているかどうかを問わない。）をいう。

(ii) 「千九百六十二年・千九百七十二年の条約」とは、千九百七十二年十一月十日の追加議定書によって改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約のうち千九百九十一年の条約をいう。

(iii) 「千九百七十八年の条約」とは、植物の新品種の保護に関する国際条約のうち千九百七十八年十月二十三日の条約をいう。

(iv) 「育成者」とは、次の者をいう。
品種を育成し又は品種を発見しかつ完成させた者
締約国の法令に定めがある場合には、当該者の使用者又は当該者にその作業を委託した者

(v) 「育成者権」とは、この条約に定める育成者の権利をいう。

(vi) 「品種」とは、既に知られている最下位の植物学上の一分類群に属する植物の集合であって、遺伝子型又はその組合せによって生ずる特性によって特定することができ、これらの特性のうち一以上の特性により他のすべての植物の集合と区別することができ、かつ、変化なく増殖させることが可能であるという点で一単位とみなすことができるもの（育成者権の付与のための条件をすべて満たしているかどうかを問わない。）をいう。

(vii) 「締約国」とは、この条約を締結している国又は政府間機関をいう。

(viii) 締約国の「領域」とは、締約国が国である場合にはその国の領域、政府間機関である場合にはその政府間機関を設立する条約が適用される領域をいう。

平成十年四月二十八日 衆議院會議録第三十三号

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

三三

(ix) 「当局」とは、第三十条(i)(ii)の当局をいう。

(x) 「同盟」とは、千九百六十一年の条約によつて設立され、千九百七十二年の議定書、千九百七十八年の条約及びこの条約において更に規定する植物の新品種の保護のための同盟をいう。

(xi) 「同盟国」とは、千九百六十一年・千九百七十二年の条約若しくは千九百七十八年の条約を締結している国又は締約国をいう。

第二章 締約国の一般的義務

第一条 締約国の基本的義務

締約国は、育成者権を与え、これを保護する。

第三条 保護の対象とすべき種類

(1) 「既に同盟国となつてゐる国」

千九百六十一年・千九百七十二年の条約又は千九百七十八年の条約によつて拘束されている締約国は、次のものにこの条約を適用する。

- (i) この条約によつて拘束されることとなる日以降、その日に千九百六十一年・千九百七十二年の条約又は千九百七十八年の条約を適用しているすべての植物の種類
- (ii) 遅くとも(i)の日から五年の期間の満了時までに、すべての植物の種類

(2) 「新たな同盟国」

千九百六十一年・千九百七十二年の条約又は千九百七十八年の条約のいずれによつても拘束されていない締約国は、次のものにこの条約を適用する。

- (i) この条約によつて拘束されることとなる日以降、少なくとも十五の植物の種類
- (ii) 遅くとも(i)の日から十年の期間の満了時までに、すべての植物の種類

第四条 内国民待遇

(1) 「待遇」

締約国の国民並びに締約国の領域に住所又は居所を有する自然人及び営業所を有する法人は、育成者権の付与及び保護に關し、この条約に定める権利を害されることなく、他の締約国の領域において、当該他の締約国の国民に對し課される条件及び手続に從うことを条件として、当該他の締約国の法令によりその国民に對し現在与えられており又は將來与えられることのある待遇と同一の待遇を享受する。

(2) 「国民」

(1)の規定の適用上、「国民」とは、締約国が國である場合にはその國の國民、政府間機關である場合にはその政府間機關の構成國の國民をいう。

第三章 育成者権の付与のための条件

第五条 保護の条件

(1) 「満たされるべき要件」

育成者権は、次の要件を満たしている品種について与えられる。

- (i) 新規性
- (ii) 区別性
- (iii) 均一性
- (iv) 安定性

(2) 「その他の条件」

育成者権の付与に当たっては、(1)に定めるものに条件を追加してはならず、また、(1)に定めるものと異なる条件を課してはならない。もつとも、品種には、第二十条の規定に従い一の名稱を付するものとし、出願人は、出願をする當局の属する締約国の法令に定める手続に從うと

ともに、必要な料金を支払う。

第八条 新規性

(1) 「要件」

品種は、育成者権の出願日においてその種苗又は收穫物が次に掲げる日前に育成者により又はその同意を得て当該品種の利用を目的とした他の者への販売その他の譲渡がされていなければ、新規性があるものとする。

- (i) 出願がされた締約国の領域において、出願日から一年さかのぼった日
- (ii) 出願がされた締約国の領域以外の領域において、出願日から四年さかのぼった日。

ただし、樹木及びぶどうについては、六年さかのぼった日

(2) 「最近育成された品種」

締約国は、この条約又は従前の条約を適用していなかった植物の種類にこの条約を適用する場合に、最近育成された品種でそのような保護の拡大の日に存在していたものについては、(1)に規定する他の者への販売その他の譲渡が(1)に定める期限より前に行われた場合であつても、(1)に規定する新規性の要件を満たしているものとみなすことができる。

(3) 「特定の領土の領域」

(1)の規定の適用上、同一の政府間機關を構成するすべての締約国は、当該政府間機關の規則に定めがある場合には、当該政府間機關の他のいずれかの構成國の領域において行われた行為を自國の領域において行われた行為とみなすために共同して行動することができる。そのような場合には、当該締約国は、その旨を事務局長に通告する。

第七条 区別性

品種は、出願時にその存在が一般に知られていないすべての他の品種と明確に区別される場合には、区別性があるものとする。他の品種に關し、特に、いずれかの國において育成者権の付与のため又は公の品種表への記載のための出願がされ、かつ、その出願の結果育成者権の付与又は公の品種表への記載が行われる場合には、当該他の品種は、その出願日から一般に知られていないものとする。

第八条 均一性

品種は、有性繁殖をすること又は栄養繁殖をすることから生ずる特殊性から予測できる変更を除くほか、特性が十分に均一である場合には、均一性があるものとする。

第九条 安定性

品種は、繰返し増殖させた後に又は特別な増殖周期がある場合にあっては当該周期の終わりに特性が変わらない場合には、安定性があるものとする。

第四章 育成者権の付与のための出願

第十条 出願

(1) 「最初の出願の場所」

育成者権は、育成者権の最初の出願をする當局の属する締約国を自由に選択することができる。

(2) 「その後の出願の時期」

育成者権は、最初の出願をした締約国の當局から育成者権を与えられる前に、他の締約国の當局に出願をすることができる。

(3) 「保護の独立」

いずれの締約国も、他の國又は政府間機關においていずれかの品種の保護のために出願がさ

れていないこと又は保護が拒絶されたこと若しくは終了したことを理由として、当該品種に対する育成者権の付与を拒絶し又はその存続期間を制限してはならない。

第十一条 優先権

(1) 「優先権の期間」

いずれかの締約国において正規に品種の保護の出願(以下「最初の出願」という。)をした育成者は、他の締約国の当局に対する当該品種の育成者権の付与のための出願(以下「その後の出願」という。)に關し、十二箇月の期間、優先権を有する。この期間は、最初の出願の日から開始する。出願の日は、この期間に算入しない。

(2) 「優先権の主張」

育成者は、優先権の利益を受けるためには、その後の出願に際し最初の出願に基づく優先権を主張しなければならない。その後の出願がされた当局は、その育成者に対し、最初の出願がされた当局の認証する当該最初の出願に係る出願書類の謄本及び双方の出願の対象である品種が同一のものであることを証明する見本その他の証拠を、その後の出願がされた日から三箇月を下回らない期間内に提出するよう求めることができる。

(3) 「書類及び試料」

育成者は、その後の出願をした締約国の法令により次条に定める審査のために必要とされている情報、書類又は試料の当該締約国の当局への提出を、優先期間の満了後二年の期間内に又は最初の出願が拒絶され若しくは取り下げられた場合にはその拒絶若しくは取下げの後適當な期間内に行うことを認められる。

(4) 「優先期間内に生じた事由」

その後の出願は、(1)に定める期間内に生じた事由(例えば、最初の出願に係る品種に關する他の出願、公表、利用等)を理由として拒絶されることはない。これらの事由は、第三者のいかなる権利も生じさせない。

第十二条 出願の審査

育成者権の付与の決定には、出願が第五条から第九条までに定める条件を満たすか否かの審査を必要とする。当局は、この審査において、当該品種の栽培その他の必要な試験を実施し、そのような試験の実施を指示し又は既に実施されたそのような試験の結果を考慮することができる。当局は、育成者に対し、審査のために必要なすべての情報、書類又は試料の提出を求めることができる。

第十三条 仮保護

締約国は、育成者権の付与のための出願の時又は出願の公表の時から育成者権の付与までの期間、育成者の利益を保護するための措置をとる。当該措置は、少なくとも、当該期間内に行われた行為であつて育成者が育成者権を与えられた場合には次条の規定により当該育成者の許諾を必要とするものについて、育成者権を与えられた者が当該行為を行った者から衡平な対価の支払を受けることができるものでなければならない。締約国は、育成者がその出願を通知した者についてのみ当該措置をとることを定めることもできる。

第五章 育成者の権利

第十四条 育成者権の範囲

(1) 「種苗に關する行為」

(a) 次条及び第十六条に規定する場合を除くは

か、保護される品種の種苗に關する次の行為は、育成者の許諾を必要とする。

- (i) 生産又は再生産
- (ii) 増殖のための調整
- (iii) 販売の申出
- (iv) 販売その他の商業目的による譲渡
- (v) 輸出
- (vi) 輸入
- (vii) 保管

(b) 育成者は、その許諾を与えるに当たり、条件及び制限を付することができる。

(2) 「收穫物に關する行為」

次条及び第十六条に規定する場合を除くは、保護される品種の種苗を許諾を得ないで用いることにより得られた收穫物(植物体全体及び植物体の一部を含む。)に關する(1)(a)から(1)(vi)までに掲げる行為は、育成者の許諾を必要とする。ただし、育成者が当該種苗に關して育成者権を行使する合理的な機会があつた場合は、この限りでない。

(3) 「特定の加工品に關する行為」

締約国は、次条及び第十六条に規定する場合を除くは、(2)に規定する保護される品種の收穫物を許諾を得ないで用いることにより当該收穫物から直接に生産された加工品に關する(1)(a)の(i)から(vi)までに掲げる行為について育成者の許諾を必要とする(育成者が当該收穫物に關して育成者権を行使する合理的な機会があつた場合を除く。)ことを定めることができる。

(4) 「追加し得る行為」

締約国は、次条及び第十六条に規定する場合

を除くは、(1)(a)の(i)から(vi)までに掲げる行為以外の行為についても育成者の許諾を必要とすることを定めることができる。

(5) 「保護される品種に由来する品種その他特定の品種」

(a) (1)から(4)までの規定は、次の品種にも適用する。

- (i) 保護される品種に本質的に由来する品種(保護される品種自体が本質的に由来する品種でない場合に限る。)
- (ii) 保護される品種から第七条の規定に従つて明確に区別されない品種
- (iii) 保護される品種を反復して使用することが生産に必要な品種

(b) (a)(i)の規定の適用上、一の品種が次の要件を満たす場合には、当該品種は、他の品種(「原品種」)に本質的に由来するものとする。

- (i) 原品種又はそれ自体が原品種に主として由来する品種に主として由来していること。ただし、原品種の遺伝子型又はその組合せから生ずる本質的な特性を維持していることを条件とする。
- (ii) 原品種と明確に区別されること。
- (iii) 由来する品種を得る行為から生ずる差異を除くは、原品種の遺伝子型又はその組合せから生ずる本質的な特性において原品種に合致していること。

(c) 本質的に由来する品種は、例えば、自然的若しくは人為的突然変異体若しくは細胞融合異体を選抜すること、原品種の植物体から変異個体を選抜すること、戻し交雑を行うこと又は遺伝子工学によって形質転換を行うことによって得ることができる。

平成十年四月二十八日 衆議院會議録第三十三号

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

三四

第十五条 育成者権の例外

(1) 「義務的例外」

育成者権は、次の行為には及ばない。

- (i) 私的にかつ非商業目的で行われる行為
- (ii) 試験目的で行われる行為
- (iii) 新品種を育成する目的で行われる行為及び前条(5)の規定が適用される場合を除くほか当該新品種に関する前条(1)から(4)までに規定する行為

(2) 「任意的例外」

前条の規定にかかわらず、各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が、保護される品種又は前条(5)(a)の(i)若しくは(ii)に規定する品種を自己の経営地において栽培して得た收穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用する事ができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができ

(1) 「権利の消尽」

第十六条 育成者権の消尽

育成者権は、保護される品種若しくは第十四条(5)に規定する品種の素材であつて締約国の領域において育成者により若しくはその同意を得て販売その他の商業目的による譲渡がされたもの又は当該素材から得られる素材に関する当該領域における行為には及ばない。ただし、次の行為は、この限りでない。

- (i) 当該品種を新たに増殖する行為
- (ii) 品種を新たに増殖することのできる素材を、当該品種の属する植物の種類を保護の対象としていない国に対して輸出する行為

(2) 「素材の意味」

(1)の規定の適用上、品種の「素材」とは、次のものをいう。

- (i) 種苗
- (ii) 收穫物(植物体全体及び植物体の一部を含む。)
- (iii) 收穫物から直接に生産された加工品

(3) 「特定の種類の「領域」

(1)の規定の適用上、同一の政府機関を構成するすべての締約国は、当該政府機関の規則に定めがある場合には、当該政府機関の他のいずれかの構成国の領域において行われた行為を自国の領域において行われた行為とみなすために共同して行動することができ、そのような場合には、当該締約国は、その旨を事務局長に通告する。

(1) 「公共の利益」

第十七条 育成者権の行使に関する制限

締約国は、公共の利益のために必要である場合を除くほか、育成者権の自由な行使の制限を行つてはならない。ただし、この条約に明文の規定がある場合は、この限りでない。

(2) 「衡平な対価」

締約国は、育成者の許諾を必要とする行為を行うことを第三者に対して認めることにより(1)に規定する制限を行う場合には、育成者が衡平な対価の支払を受けることを確保するために必要な措置をとる。

第十八条 商業を規律する措置

育成者権は、品種の素材の生産、証明、商業目的による譲渡、輸入及び輸出について規律するために締約国がその領域においてとる措置から独立したものとする。これらの措置は、いかなる場合においてもこの条約の適用に影響を及ぼすものではない。

第十九条 育成者権の期間

(1) 「保護の期間」

育成者権は、一定の期間について与えられる。

(2) 「最短の期間」

(1)の期間は、育成者権の付与の日から二十年未満であつてはならない。樹木及びぶどうについては、当該期間は、育成者権の付与の日から二十五年未満であつてはならない。

第六章 品種の名称

第二十条 品種の名称

(1) 「名称の付与及びその使用」

(a) 品種には、その固有性を示すための一の名称を付する。

(b) 締約国は、(4)の規定が適用される場合を除くほか、育成者権の保護の期間及びその満了後において、当該品種につきその登録された名称を自由に使用することが当該登録された名称と同一の名称についてのいかなる権利によつても妨げられないことを確保する。

(2) 「名称の性格」

品種の名称は、品種の識別を可能にするものでなければならぬ。品種の名称は、品種を示すために慣習として確立している場合を除くほか、数字のみから成るものであつてはならない。

い。品種の名称は、品種の特性若しくは価値について又は品種若しくは育成者の識別について誤認又は混同を生じさせるおそれのあるものであつてはならない。品種の名称は、特に、品種の属する種類と同一の種類又は品種の属する種類に極めて類似する種類に属する既存の他の品種につき締約国の領域において使用されているいかなる名称とも異なるものでなければならぬ。

(3) 「名称の登録」

品種の名称は、育成者が当局に提示する。当局は、品種の名称が(2)の要件を満たしていないと認める場合には、当該名称の登録を拒否し、所定の期間内に他の名称を提示するよう育成者に要求する。当局は、育成者権を与えるのと同じ時に品種の名称を登録する。

(4) 「第三者の既存の権利」

第三者の既存の権利は、品種の名称の登録によつて影響を受けることはない。(7)の規定により品種の名称の使用を義務付けられている者による当該名称の使用が既存の権利に基づき禁止される場合には、当局は、他の名称を提示するよう育成者に要求する。

(5) 「すべての締約国における同一の名称」

一の品種については、すべての締約国において同一の名称を提示しなければならない。各締約国の当局は、品種の名称が当該締約国の領域においては適当なものでないことを認める場合を除くほか、提示された名称を登録する。品種の名称が適当なものでないことを認める場合には、当局は、他の名称を提示するよう育成者に要求する。

(6) 「締約国の当局間の情報交換」

締約国の当局は、品種の名称に関する情報、特に、名称の提示、登録及び取消しを他のすべての締約国の当局に通報する。通報を受けた当局は、必要に応じて、通報を行った当局に対し名称の登録について意見を述べることが出来る。

(7) 「名称を使用する義務」

締約国の領域において保護が認められている品種の種苗の販売の申出又は販売その他の商業目的による譲渡を当該領域において行う者は、当該品種の育成者権の保護の期間及びその満了後において、当該品種の名称を使用しなければならない。ただし、当該名称の使用が(4)に規定する既存の権利により妨げられない場合に限る。

(8) 「名称と共に使用される表示」

品種の販売の申出又は販売その他の商業目的による譲渡に当たっては、登録された名称と共に商標若しくは商号又はこれらに類似する表示を使用することが出来る。この場合には、登録された名称を容易に識別することが出来るようにしておかなければならない。

第七章 育成者権の無効及び取消し

第二十一条 育成者権の無効

(1) 「無効の理由」

締約国は、次のことが判明した場合には、その与えた育成者権を無効であると宣言する。

- (i) 第六条又は第七条に定める条件が育成者権の付与の際に満たされていなかったこと。
- (ii) 主として育成者から提出された情報及び書類に基づいて育成者権の付与がされた場合において、第八条又は第九条に定める条件が満たされなかったこと。

件が当該権利の付与の際に満たされていなかったこと。

- (ii) 育成者権がこれを有すべきでない者に与えられていること。ただし、当該育成者権がこれを有すべき者に移転される場合は、この限りでない。

(2) 「他の理由の排除」

育成者権は、(1)の理由以外の理由により無効であると宣言されることはない。

第二十三条 育成者権の取消し

(1) 「取消しの理由」

- (a) 締約国は、第八条及び第九条に定める条件が満たされなくなったことが判明した場合に、その与えた育成者権を取り消すことが出来る。
- (b) 締約国は、更に、育成者が求められた期間内に次のいずれかのことを行わなかった場合には、その与えた育成者権を取り消すことが出来る。

- (i) 品種の維持を確認するために必要な情報、書類又は試料を当局に提出すること。
- (ii) 権利の存続のために必要な料金を納付すること。
- (iii) 権利の付与の後に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(2) 「他の理由の排除」

育成者権は、(1)の理由以外の理由により取り消されることはない。

第八章 同盟

第二十三条 同盟国

締約国は、同盟国となる。

第二十四条 法的地位及び所在地

- (1) 「法人格」
同盟は、法人格を有する。
- (2) 「法的能力」
同盟は、各締約国の領域において、当該領域に適用される法令に従い、同盟の目的の達成及び同盟の任務の遂行に必要な法的能力を享有する。

(3) 「所在地」

同盟の所在地は、ジュネーブとし、その常設機関は、ジュネーブに置く。

(4) 「本部協定」

同盟は、スイス連邦との間に本部協定を有する。

第二十五条 機関

同盟の常設機関は、理事会及び事務局とする。

第二十六条 理事会

- (1) 「構成」
理事会は、同盟国の代表により構成する。各同盟国は、理事会における代表及び代表代理各一人を任命する。代表及び代表代理は、顧問又は随員を伴うことが出来る。
- (2) 「議長及び副議長」
理事会は、理事会を構成する同盟国の代表のうちから議長及び第一副議長を選出する。理事会は、他の副議長を選出することができる。第一副議長は、議長が職務を行うことができない場合には、議長の職務を代行する。議長の任期は、三年とする。

(3) 「会期」

理事会は、議長が招集する。理事会は、毎年、通常会期として会合する。通常会期のほか、議長は、自己の裁量により理事会を招集することができるものとす。また、同盟国の三分の一以上の要請があるときは、三箇月以内に理事会を招集する。

に、議長は、自己の裁量により理事会を招集することができるものとす。また、同盟国の三分の一以上の要請があるときは、三箇月以内に理事会を招集する。

(4) 「オブザーバー」

同盟国でない国に対しては、オブザーバーとして理事会の会合に出席するよう招請を行うことが出来る。その他の者に対しても、オブザーバー又は専門家として理事会の会合に出席するよう招請を行うことが出来る。

(5) 「理事会の任務」

- (i) 同盟の利益を擁護しかつ同盟の発展を図るための適当な措置を検討すること。
- (ii) 理事会の手続規則を定めること。
- (iii) 事務局局長及び必要と認めるときは事務局次長を任命し並びにそれぞれの雇用条件を定めること。
- (iv) 同盟の活動に関する年次報告書を検討し及び同盟の将来の事業計画を作成すること。
- (v) 事務局局長に対し、同盟の任務の遂行に必要な指示を与えること。
- (vi) 同盟の管理規則及び財政規則を定めること。
- (vii) 同盟の予算を審査し及び承認し並びに同盟国の分担金を決定すること。
- (viii) 事務局局長の提出する会計報告書を審査し及び承認すること。
- (ix) 第三十八条に規定する会議の時期及び場所を決定し、当該会議の準備に必要な措置をとること。

平成十年四月二十八日 衆議院會議録第三十三号

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

三六

(x) その他同盟の任務の効果的な遂行に必要な決定を行うこと。

(6) 「投票」

(a) 国である同盟国は、理事会において一の票を有する。

(b) 政府間機関である締約国は、その権限内の事項について、同盟国であるその構成国の投票権を行使することができる。当該政府間機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

(7) 「多数」

理事会の決定は、投じられた票の単純過半数による議決で行う。ただし、(5)の(ii)、(vi)及び(vii)、第二十八條(3)、第二十九條(5)並びに第三十八條(1)の規定による決定は、投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。棄権は、投票とみなさない。

第二十七條 事務局

(1) 「事務局の任務及び指揮」

事務局は、理事会の委任する任務を遂行する。事務局は、事務局長が指揮する。

(2) 「事務局長の責務」

事務局長は、理事会に対して責任を有する。事務局長は、理事会の決定の実施を確保し、理事会の承認を得るために同盟の予算を提出し及びその執行を確保し、また、自己の職務の遂行並びに同盟の活動及び財政状況に関する報告書を理事会に提出する。

(3) 「職員」

前条(5)の規定による場合を除くほか、事務局の任務の効果的な遂行に必要な職員の任命及び

び雇用の条件は、管理規則及び財政規則により定める。

第二十八條 言語

(1) 「事務局の言語」

事務局は、任務の遂行に当たりフランス語、ドイツ語、英語及びスペイン語を使用する。

(2) 「特定の会合における言語」

理事会の会合及びこの条約の改正のための会議においては、(1)に定める言語が使用される。

(3) 「その他の言語」

理事会は、(1)に定める言語以外の言語の使用について決定することができる。

第二十九條 財政

(1) 「収入」

同盟の経費は、次のものをもって支弁する。
(i) 国である同盟国の年次分担金
(ii) 事業によって得る報酬
(iii) 雑収入

(2) 「分担金及び単位」

(a) 国である各同盟国の年次分担金の額は、当該各同盟国の分担金をもって支弁すべき経費の総額及び(3)の規定による当該各同盟国の単位数によって決定するものとし、(4)に定めるところにより算定する。
(b) 分担金の単位数は、整数又は分数で示される。もっとも、単位数は、五分の一を下回る分数であってはならない。

(3) 「各同盟国の分担金の単位数」

(a) この条約に拘束されることとなる日に千九百六十二年・千九百七十二年の条約又は千九百七十八年の条約を締結している同盟国の分担金の単位数は、同日直前に適用されていた

単位数と同一のものとする。

(b) 国である同盟国(a)に規定する同盟国を除く。は、同盟に加盟する際に、事務局長にあてた宣言において自国の単位数を提示する。

(c) 国である同盟国は、いつでも、事務局長にあてた宣言において、(a)又は(b)の規定による単位数と異なる自国の単位数を提示することができる。この宣言は、一年の最初の六箇月の間に行われた場合には当該年の翌年の始めに効力を生じ、その他の場合には宣言が行われた年の後二年目の年の始めに効力を生ずる。

(4) 「分担金の額の算定」

(a) 各会計期間における分担金の一単位当たりの額は、当該各会計期間において国である同盟国の分担金をもって支弁すべき経費の総額を当該同盟国の分担金の総単位数で除して得た額とする。

(b) 国である各同盟国の分担金の額は、一単位当たりの額に当該各同盟国の単位数を乗じて得た額とする。

(5) 「分担金の支払の延滞」

(a) 分担金の支払が延滞している国である同盟国は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、その未払の額が当該年に先立つ年について支払の義務が生じた当該同盟国の分担金の総額以上の額となった場合には、理事会において投票権を行使することができない。投票権が停止された場合にも、当該同盟国は、この条約に基づく義務を免除され又はこの条約に基づくその他の権利を奪われることはない。

(b) 理事会は、(a)の規定に該当する国である同盟国に対し、その支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める場合には、引き続き投票権を行使することを認めることができる。

(6) 「会計検査」

同盟の会計検査は、管理規則及び財政規則に定めるところにより、いずれか一の国である同盟国が行う。当該同盟国は、理事会が当該同盟国の同意を得て指定する。

(7) 「政府間機関の分担金」

政府間機関である締約国は、分担金を支払う義務を負わない。もっとも、当該政府間機関が自己の選択により分担金を支払う場合には、(1)から(4)までの規定を準用する。

第九章 この条約の適用及び他の取極

第三十條 この条約の適用

(1) 「この条約の適用のための措置」

各締約国は、この条約を適用するために必要な措置をとるものとし、特に次のことを行う。

(i) 育成者権の効果的な保護のための適当な法的手段について定めること。

(ii) 育成者権を与える業務を行う当局を維持し又は他の締約国の当局に当該業務を委託すること。

(iii) 次の事項に関する情報の定期的な公表を確保すること。

育成者権の出願及び付与

提示された名称及び登録された名称

(2) 「法令の適合性」

いずれの国又は政府間機関も、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に、自己の法

令によりこの条約を実施することができるとなればならぬと了解される。

第三十一条 締約国と従前の条約に拘束されている国との間の関係

(1) 「この条約に拘束される国の間の関係」

この条約及び従前の条約の双方に拘束される同盟国の間においては、この条約のみが適用される。

(2) 「この条約に拘束されない国との関係」

この条約に拘束されない同盟国(この(2)において「前者」という)は、事務局長にあてた通告により、この条約のみに拘束される同盟国(この(2)において「後者」という)との関係において、前者が拘束されている最新の条約を適用する旨を宣言することができる。その通告の日の一箇月後から前者がこの条約に拘束されるまでの間、前者は、後者との関係において、当該最新の条約を適用するものとし、後者は、前者との関係において、この条約を適用する。

第三十二条 特別の取極

同盟国は、品種の保護に関する特別の取極を相互間で締結する権利を留保する。ただし、当該特別の取極は、この条約に抵触するものであってはならない。

第十章 最終規定

第三十三条 署名

この条約は、千九百九十二年三月三十一日まで、この条約の採択の日と同盟国である国による署名のために開放しておく。

第三十四条 批准、受諾、承認又は加入

(1) 「国及び特定の政府機関」

(a) いずれの国も、この条に定めるところによ

り、この条約の締約国となることができる。

(b) いずれの政府機関も、この条に定めるところにより、次の条件を満たしている場合には、この条約の締約国となることができる。

(i) この条約が規律する事項に関して権限を有すること。

(ii) 育成者権の付与及び保護について定める法令であつて当該政府機関のすべての構成国に対し拘束力のあるものを有すること。

(iii) その内部手続に従つてこの条約への加入が正当に委任されていること。

(2) 「批准書、受諾書、承認書及び加入書」

この条約に署名している国は、この条約の批准書、受諾書又は承認書を寄託することにより、この条約の締約国となる。政府機関及びこの条約に署名していない国は、この条約への加入書を寄託することにより、この条約の締約国となる。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、事務局長に寄託する。

(3) 「理事会の判断」

政府機関及び同盟国でない国は、加入書の寄託に先立ち、自己の法令とこの条約との適合性について理事会の判断を求める。肯定的な決定が行われた場合には、加入書は、寄託することができる。

第三十五条 留保

(1) 「原則」

(2) の規定が適用される場合を除くほか、この条約に対するいかなる留保も、認められない。

(2) 「特別」

(a) 第三条(1)の規定にかかわらず、この条約の

締約国となる時に千九百七十八年の条約の締約国であり、かつ、栄養繁殖する品種に関して育成者権以外の工業所有権による保護を定めている国は、これらの品種にこの条約を適用することなく当該保護を継続する権利を有する。

(b) (a) の権利を行使する国は、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、事務局長にその旨を通告する。当該国は、その通告をいつでも撤回することができる。

第三十六条 法令及び保護の対象とされる植物の種類の通報並びに公表される情報

(1) 「最初の通報」

この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、いずれの国又は政府機関も、次の事項について事務局長に通報する。

(i) 育成者権について定めた法令

(ii) この条約に拘束されることとなる日ににおいてこの条約を適用する植物の種類の表

(2) 「変更の通報」

締約国は、次の事項について遅滞なく事務局長に通報する。

(i) 育成者権について定めた法令の変更

(ii) この条約を適用する植物の種類の追加

(3) 「情報の公表」

事務局長は、締約国からの通報に基づき次の事項に関する情報を公表する。

(i) 育成者権について定めた法令及びその変更

第三十七条 効力発生及び従前の条約への加入の禁止

(1) 「最初の効力発生」

この条約は、五の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後一箇月で効力を生ずる。ただし、当該文書のうち少なくとも三の文書が千九百六十二年・千九百七十二年の条約又は千九百七十八年の条約の締約国である国によって寄託されることを条件とする。

(2) 「その後の効力発生」

(1) に規定する五の国の後に批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託する国又は加入書を寄託する政府機関は、その寄託の日の後一箇月でこの条約に拘束される。

(3) 「千九百七十八年の条約への加入の禁止」

(1) の規定に従つてこの条約が効力を生じた後は、いずれの国も千九百七十八年の条約への加入書を寄託することはできない。ただし、この条約が効力を生じた後であっても、国際連合総会の確立された慣行に従つて開発途上国とされる国は千九百九十五年十二月三十一日まで、その他の国は千九百九十五年十二月三十一日まで当該文書を寄託することができる。

第三十八条 この条約の改正

(1) 「会議」

この条約は、同盟国の会議により改正することができる。会議の招集は、理事会が決定する。

(2) 「定足数及び多数」

会議の審議を行うためには、国である同盟国の過半数が会議に代表を出していなければならない。この条約の改正案は、会議に出席し

平成十年四月二十八日 衆議院會議録第三十三号

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

三八

投票する国である同盟国の四分の三以上の多数による議決で採択される。

第三十九条 廃棄

(1) 「通告」

いずれの締約国も、事務局長にあてた通告によりこの条約を廃棄することができる。事務局長は、当該通告を受領した旨を遅滞なくすべての同盟国に通報する。

(2) 「従前の条約」

この条約の廃棄の通告は、この条約を廃棄する締約国が拘束されている従前の条約の廃棄の通告をも意味する。

(3) 「効力発生の日」

廃棄は、事務局長が通告を受領した年の翌年の末日に効力を生ずる。

(4) 「取得された権利」

廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前にこの条約又は従前の条約に基づき取得された品種に関する権利に影響を及ぼすものではない。

第四十条 既存の権利の保全

この条約は、締約国の法令、同盟国間で締結された従前の条約又はこの条約以外の協定に基づき取得されていた育成者権を制限するものではない。

第四十一条 文 この条約の原本及び公定訳

文

(1) 「原本」

この条約に関しては、フランス語、英語及びドイツ語による原本一通について署名するものとし、これらの条約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。この条約の原本は、事務局長に寄託する。

(2) 「公定訳文」

事務局長は、関係政府と協議の上、アラビア語、スペイン語、イタリア語、日本語、オランダ語その他理事会の指定する言語によるこの条約の公定訳文を作成する。

第四十二条 寄託者の任務

(1) 「認証原本の送付」

事務局長は、この条約を採択した外交会議に代表を出したすべての国及び政府機関並びに要請があったときは他の国又は政府機関に対し、この条約の認証原本を送付する。

(2) 「登録」

事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。

改正が行われた。

更に昭和五十三年、条約の締結を容易にするために、権利保護の制度につき締約国の柔軟な対応を認めること等を内容とする改正を行うことが検討され、新たな条約(以下「千九百七十八年の条約」という。)が作成された。同条約は、昭和五十六年に効力を生じ、我が国は、昭和五十七年に同条約を締結した。

その後、近年の植物の新品種の育成や利用を巡る状況の変化に対応するため、植物の新品種の育成者の権利についてその保護を強化すること等が必要であるとの気運が高まったことを踏まえ、千九百七十八年の条約の見直しが行われた結果、平成三年三月十九日に、本条約がジュネーヴで採択された。

本条約は、千九百七十八年の条約の内容を基礎として、植物の新品種の育成者の権利について、新たな国際的統一規則によりその保護を強化することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、育成者権を与え、これを保護すること。

2 この条約の規定は、すべての植物の種類に適用されること。

3 締約国の国民等は、育成者権の付与及び保護に関し、他の締約国の領域において、内国民待遇を与えられること。

4 育成者権は、新規性、区別性、均一性及び安定性の要件を満たしている品種について与えられること。

5 保護される品種の種苗に関し、生産又は再生

産、増殖のための調整、販売の申出、販売その他の商業目的による譲渡、輸出、輸入及びこれらの行為を目的とする保管の各行為には、育成者の許諾を必要とすること。

6 保護の期間は、育成者権の付与の日から、一般の植物については二十年以上、樹木等については二十五年以上とすること。

なお、本条約は、従前の条約の締約国三箇国を含む五の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を植物の新品種の保護のための同盟の事務局長に寄託した後一箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、育種の振興を促進することにより我が国のみならず世界の農業の発展に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、平成十年度一般会計予算農林水産省所管に、植物新品種保護国際同盟分担金として、二千七百二十五万五千円が計上されている。

右報告する。

平成十年四月二十四日

外務委員長 中馬 弘毅
衆議院議長 伊藤 一郎殿

航空法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十年三月三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

航空法の一部を改正する法律

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百三十一条中「外国」の下に「(当該外国と当該航空機の使用者が住所を有する締約国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあつては、当該締約国を含む。)」を加え、同条第二号中「第二百二十七条但書」を「第二百二十七条ただし書」に改める。

第二百五十九条ただし書を削る。

附 則

この法律は、国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

理 由

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の実施に伴い、本邦に乗り入れる航空機の耐空性等について当該航空機の使用者が住所を有する国際民間航空条約の締約国が行った証明等を、航空法の規定による証明等とみなす必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書(以下「千九百八十年議定書」という。)の実施に伴い、国内法制の整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 本邦に乗り入れる航空機の国籍国たる外国と当該航空機の運航国たる外国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合には、当該航空機について国籍国が行った耐空証明等に加え、当該運航国が行った耐空証明等も航空法の規定による耐空証明等とみなすこととする。

2 この法律は、千九百八十年議定書が日本国に効力を生ずる日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、千九百八十年議定書の実施に伴い、国内法制の整備を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年四月二十八日

運輸委員長 大野 功統

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五
二番四都
大番港
蔵省区
印刷虎ノ
局門二
丁目五
電 話
03
(3587)
4294
定 価
本号一
部
送料
二〇〇
円
別
冊